

第2期芦屋市教育振興基本計画

(平成28年度～平成32年度)

平成28年3月

芦屋市

市民憲章

昭和 39 年(1964 年)5 月

わたくしたち芦屋市民は、国際文化住宅都市の市民である誇りをもって、わたくしたちの芦屋をより美しく明るく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここに憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたち市民のひとりひとりが、その本分を守り、他人に迷惑をかけないという自覚に立って互いに反省し、各自が行動を規律しようとするものであります。

- わたくしたち芦屋市民は
文化の高い教養豊かなまちをきずきましょう。
- わたくしたち芦屋市民は
自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましょう。
- わたくしたち芦屋市民は
青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう。
- わたくしたち芦屋市民は
健康で明るく幸福なまちをつくりましょう。
- わたくしたち芦屋市民は
災害や公害のない清潔で安全なまちにしましょう。

目次

第1章	計画の策定に当たって	1
1	計画策定の趣旨及び位置付け	1
2	計画の期間及び施策の推進	2
3	アンケート調査の実施について	2
4	大綱について	2
第2章	第1期計画の取組と課題	3
第3章	芦屋の教育のめざす姿	14
1	めざす人間像と培う力	14
2	芦屋の教育がめざす子ども像	15
3	教育施策の基本目標	16
4	教育施策の体系	23
第4章	今後5年間に取り組むべき施策と目標	24
	重点目標1 自らの未来を切り拓く「生きる力」の育成	24
	重点目標2 命と人権を大切にする教育の充実	33
	重点目標3 子どもたちの学びを支える環境の整備	37
	重点目標4 読書のまちづくりの推進	44
	重点目標5 多様な学びのできる生涯学習社会の構築	48
※	学校園・家庭・地域の役割の例示（一覧表）	54
資料	1 芦屋市の現状	55
	2 学校教育の現状	59
	3 社会教育・家庭教育に関する現状	67
	4 計画策定の経過	75
	5 要綱・委員名簿等	76



第1章

計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨及び位置付け

本市の第1期教育振興基本計画の策定以降、少子高齢化やグローバル化の一層の進展など、社会情勢が大きく変化していく中で、その時代を生きる子どもたちの学力や体力の向上、いじめ・不登校問題への対応、子育て・家庭教育支援等の様々な課題に対し、更なる取組が求められています。

その中で、平成25年6月には、国の第2期教育振興基本計画が策定され、「1 社会を生き抜く力の養成」「2 未来への飛躍を実現する人材の養成」「3 学びのセーフティネット※1の構築」「4 絆づくりと活力あるコミュニティの形成」の4つの基本的方向性が掲げられました。

また、それを受けて兵庫県では、兵庫の教育を一層充実させるため、平成26年3月に「第2期ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）」が策定されました。

本市では、これまで基礎的・基本的な知識、技能を確実に身に付け、自ら学び考え、心豊かにたくましく生きる力を「人間力」と捉え、その育成を最重要課題として取り組む中で「教育のまち芦屋※2」を発信してきました。

各学校園においては、学力向上パワーアッププランや学力向上研究支援プラン※3、学習指導員の配置など「学力向上支援事業」を推進し、平成20年度からの「子ども読書のまちづくり」を契機として、子どもたちの確かな学力と豊かな心を育む取組を推進してきたところです。

また、生涯学習の分野では、平成21年3月に第2次芦屋市生涯学習推進基本構想を策定し「いつでも、どこでも、だれでも」学習できるよう生涯学習施策を推進してきました。

これからの変化の激しい時代を子どもたちが生きていくためには、自らの生き方を考える中で学びの意義を認識し、生涯学び続ける姿勢を身に付けることが重要です。その上で、学びの原動力や推進力となる夢や目標をもつこと、それを実現しようとする意欲・態度を身に付けること、様々な困難に直面しても主体的かつ的確に状況を判断し行動する力を身に付けることが不可欠になります。

そこで、本市では、第1期計画の取組と課題を踏まえつつ、国や県の新たな方向性を参酌した上で「第2期芦屋市教育振興基本計画」を策定し、重点的に取り組む中期的な考え方や具体的施策を示します。

-
- ※1 学びのセーフティネット：国の第2次教育振興基本計画に示された用語。「国民一人一人が充実した生活を送る上で、また公平公正で活力ある社会を実現する上で、自らの能力を伸長し、社会において発揮する機会は、経済的・社会的な事情にかかわらず誰もが等しく与えられるべきである」との考え方。
 - ※2 教育のまち芦屋：芦屋の子どもたちが大人になった時に「芦屋で学び、育って、本当によかった」と思えるまちづくり、芦屋市民が「芦屋で暮らして、本当によかった」と思えるまちづくりのこと。
 - ※3 学力向上パワーアッププラン・学力向上研究支援プラン：児童生徒の学力向上と、児童生徒の実態に基づいた学習指導方法・指導内容の改善等教師の授業力向上を図ることを目的に、各学校において策定している授業研究の取組等の計画。

2 計画の期間及び施策の推進

本計画の対象期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とします。

この間の本市が取り組む教育施策の基本的な方向を示すとともに、学校園と行政はもとより、家庭や地域における取組の方向についても示し、これらに沿って平成 28 年度から順次、具体的施策を進めていきます。

また、本計画は、本市の「第 4 次芦屋市総合計画後期基本計画（平成 28～32 年度）」や事業別計画との整合を図り策定しています。

なお、計画の進捗状況については、教育委員会の事務の点検及び評価を用い、その取組の評価・検証を行い、より効率的で効果的な施策を総合的に推進していくこととします。

3 アンケート調査の実施について

本計画を策定するに当たり、本市の教育施策全般に対する市民等の意識や満足度を調査するとともに、市民等が望む教育施策（重点をおくべき施策）の把握を目的にアンケート調査を実施しました。

【調査対象】

- ①一般市民：芦屋市在住の 20 歳以上の 3,600 件を無作為抽出（郵送）
- ②児童生徒：小学校 5 年生と中学校 2 年生の計 1,318 件（直接配布）
- ③小・中学校の教職員：304 件（直接配布）

【調査期間】

平成 27 年 7 月 1 日から平成 27 年 7 月 21 日

4 大綱について

平成 27 年 4 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され、「地方公共団体の長は、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定める」とされました。

なお、本市においては、教育振興基本計画で掲げる教育の目標や施策の根本となる方針が大綱に位置付くものと考えられることから、市長と教育委員会で構成する総合教育会議において、第 2 期芦屋市教育振興基本計画をもって大綱に代えることとしています。



第2章

第1期計画の取組と課題

第1期計画の「重点目標」「取組の方向性」ごとに、毎年実施している「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」や、平成27年度に実施したアンケート調査結果に基づき検証を行いました。

重点目標1 「豊かな人間力」を育むために、考える力や創造性を伸ばす教育を進めます

(1) 基礎的・基本的な知識・技能を活用する学力向上方策の充実を図り、「確かな学力」を確立します。

第1期計画では、子どもたちの学力向上に向け、「学力向上パワーアッププラン」や「学力向上研究支援プラン」等に取り組んできました。平成26年度の「全国学力・学習状況調査」の結果をみると、国語、算数・数学ともに、基礎的・基本的な知識・技能はおおむね身に付いており、評価できる結果となっています。しかしながら、それらの活用を問う問題では、全国との比較では良好な結果とはなっているものの、論理的に考え、文章で記述し説明する力などについては、小・中学校ともに課題が残っています。

また、教職員アンケートでは、「自ら学び、考え、主体的に行動する」「表現力やコミュニケーション能力」「生き方や進路について考える力」が課題であるとの意見もあることから、今後の指導においては、子どもたちが自らの課題の発見とその解決に向けて主体的・協働的に学ぶための教授・学習法について研究と実践を積極的に進めていくことが重要になります。

(2) 人間形成の基礎となる道徳性など「豊かな心」の育成に取り組めます。

道徳教育では、兵庫版道徳教育副読本を有効に活用するとともに、子どもたちに「豊かな心」や「規範意識」を育むために、全ての学校で道徳教育全体計画及び年間指導計画に基づき、様々な体験学習を通して、道徳性を育む指導の研究・実践を進めました。

市民アンケートでは、全ての年代の方が、「芦屋の子どもたちには、思いやりのある子どもになってほしい」と願っています。また、現在、子どもの教育について感じることとして、「子どもの道徳心や規範意識などの低下」が最も高く、小学校の教職員アンケートからも同様の意見が寄せられています。

今後、道徳の教科化により、これまで以上に問題解決型の学習や体験的な活動を取り入れていくことが求められており、道徳教育推進教師を中心に、指導目標や内容をより明確化・具体化し、体制整備を進めるとともに、指導の研究に一層、取り組むことが必要となります。

(3) 体育・スポーツ活動や健康教育・食育を推進し、「健やかな体」の育成に取り組みます。

スポーツ活動では、中学校の部活動を支援する部活動推進事業の充実や、芦屋市中学校総合体育大会を開催したほか、各中学校に部活動外部指導者を配置しました。

以前から課題となっていた芦屋の子どもたちの体力低下等の問題への対応については、毎年、小学校5年生以上の児童生徒全員を対象に全国体力・運動能力調査を実施し、その結果から、子どもの体力と運動習慣との関係を分析・検証し、学校や地域における体力向上の取組を推進してきました。しかしながら、依然として小・中学生の男女とも、多くの種目で全国及び県平均を下回る結果となっています。

今後は、体力向上のための指導の改善と実践を更に進めるとともに、家庭や地域における子どもの健康・体力づくりについて、発信・啓発していくことが必要です。

また、心身の調和のとれた発達を図る観点から、子どもたちが望ましい食習慣や生活習慣を身に付けることができるよう、食育、健康教育の更なる充実に取り組むことが重要です。

(4) 情報教育や国際化に対応した教育など、今日的な課題に対応した教育を推進します。

情報教育においては、これまでICT*機器の計画的な導入やICT環境の整備を進める中で、子どもたちが「情報活用能力」や「情報モラル」を適切に身に付けられるよう、指導の研究、実践に取り組んできました。また、国際化に対応した教育においては、特に小学校外国語活動では、外国語が堪能な地域の指導者を指導補助員として全小学校に配置し、指導の充実を図り、中学校の外国語指導との円滑な接続が行えるよう取り組んできました。

こうした中、市民アンケートにおいても、力を入れていくべき教育施策として、「外国語教育の充実」をあげる割合が非常に高くなっています。

今後、ますますグローバル化が進行する社会の中で子どもたちが生きていくためには、語学力やコミュニケーション能力を育むことや、主体性や創造性、チャレンジ精神、リーダーシップ、日本文化や異文化を理解し尊重する心を培うことが重要となってきています。

* ICT : Information and Communication Technology の略語。情報通信技術のこと。

(5) 子ども一人一人の障がいの状態や発達段階・特性等に応じた指導の充実に取り組みます。

特別支援教育では、障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズを把握し適切な支援を行うため、「個別の指導計画」を作成するとともに、県立芦屋特別支援学校、社会福祉法人、その他の関係機関と連携した巡回指導を行いました。また、特別支援教育センター※において教育相談や発達検査を実施し、各学校園への指導・支援につなげるとともに、支援員や介助員を配置するなど、体制整備を進めました。教職員の専門性向上については、学校園において指導の核となる特別支援教育コーディネーターを対象とした研修を計画的に実施しました。

今後も、障がいのある子ども一人一人の発達段階や特性を的確に把握し、一貫した支援を行うことが強く求められており、特別支援教育センターの学校支援機能の強化とともに、教職員の専門性の向上のための多様な研修を実施していくことが必要です。

※ 特別支援教育センター：障がいのある子どもに対する教育的支援の拠点で、保健福祉センター内にある。専任の指導員を配置し、学校園や保護者等への相談、支援を行っている。

重点目標2 命と人権を大切にす教育の充実に取り組みます

(1) 自らの命を守る安全教育に加え、震災の教訓を生かし、語り継ぐ芦屋の防災教育を推進します。

学校安全教育では、子ども見守りパトロールを継続して実施するなど、学校園や地域全体の安全・安心な環境整備に向け、地域と連携した取組を進めてきました。平成 26 年度には「芦屋市通学路交通安全プログラム※¹」を作成し、これに基づく通学路の定期的な合同点検により、学校現場だけでなく地域においても通学路等に対する安全への意識が高まっています。また、交通安全教室や CAP 講習会※²は、子どもたちが自らの安全を守る意識付けに効果をあげています。

防災教育では、保護者、地域の方々と合同で避難訓練を実施し、子どもたちが災害に対する正しい知識や技能を身に付け、適切に判断し、主体的に行動する力の育成に努めました。

今後も、震災の体験や教訓を語り継ぎ、子どもが自ら身を守り安全を確保する能力を身に付けるための指導の充実に努めるとともに、災害発生時に学校と地域住民がスムーズに行動できるよう、学校と地域が連携した避難訓練を更に充実することが必要です。

(2) 人権尊重の理念に基づく「共生」の心を育む教育に取り組みます。

人権教育では「差別は許さない」「命を大切にす」教育の徹底を図るため、学校園や地域の人権課題を踏まえた指導計画を各学校園で作成し、人権に関わる課題の解決に向けて主体的に行動できる子どもの育成とともに、異なる文化的背景をもつ子どもが、学校や地域で生き生きと生活し学習できる環境整備に努めてきました。

芦屋市人権についての市民意識調査では、インターネット等を悪用した人権侵害への関心度が高い結果となっています。スマートフォンなどでの SNS※³の利用が日常化していることから、人権侵害へとつながる危険性を防ぐため、家庭や人権擁護委員など関係機関、専門家等との一層の連携が必要となっています。

また、異なる文化的背景を持つ人々と、互いに理解し合い、共生できる社会を実現するため、学校、地域、関係機関が連携して取り組むことが求められています。

※1 芦屋市通学路交通安全プログラム：児童生徒の通学路の安全を確保するため、保護者・地域・関係機関が連携して点検を行い、対策の改善・充実に努めている。取組を P D C A サイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っているもの。

※2 CAP講習会：(Child Assault Prevention) 子どもへの暴力防止プログラム。子どもたちが、あらゆる暴力から身を守るための人権教育プログラムで、本市では、全小学校3年生とその保護者を対象に実施している。

※3 SNS：Social Networking Service (ソーシャル ネットワーキング サービス) の略。Facebook LINE ツイッター等の人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型の Web サイトのこと。

(3) いじめ、不登校等の課題に適切に対応するため、子どもたちの「心」を支えるシステムやネットワークの充実に取り組みます。

いじめ、暴力行為等の問題行動への対応については、未然防止、早期発見、早期対応につながる指導や関係機関と連携した取組を推進するとともに、問題の長期化、深刻化を防ぐため学校支援体制の強化に努めました。特に重要な課題であるいじめの問題については、いじめ対策を検討する組織の設置等を盛り込んだ「芦屋市いじめ防止基本方針」を策定し、教育相談や実態把握のためのアンケート調査を定期的実施してきました。今後も引き続き、子どもの内面理解に努めるとともに、家庭・地域と連携を進めながら、いじめ防止のための対策を総合的、効果的に推進していくことが必要です。

不登校児童生徒への対応では、適応教室^{※1}において、一人一人に応じた学習指導や進路指導を行うなど、子どもたちを学校復帰に導くための指導を進めました。また、スクールカウンセラーと連携し、不登校の子どもを早期発見、早期対応に努めました。しかしながら、ここ数年、中学生の不登校が増加していることや、市民アンケートから現在の教育の取組の中でも「不登校児童生徒に対するケアや支援」については重要度が高い施策として位置付けられていることから、保護者と学校の連携を密にするとともに、適応教室の機能の充実を図るなど、早急な対策が求められています。

重点目標3 信頼され魅力ある学校園づくりに取り組みます

(1) 教職員の資質・実践的指導力の向上をめざし、教職員研修の充実を図ります。

教職員は子どもたちの心身の発達や人格形成に大きな影響を与える存在であることを踏まえ、教育課題に応じた様々な教職員研修を実施してきました。また、学校支援相談員による若手教員等への学習指導や学級経営等に関わるきめ細かな指導を実施しました。

市民アンケートにおいても、教職員が教育の専門性を向上させることが重要度の高い結果となっており、今後も教職員の実践的指導力の向上に向けた研修を継続するとともに、現場で実務をしながら教職員の育成を図るOJT^{※2}の手法を積極的に取り入れるなど、“学び続ける教職員”を育成していくことが重要です。

※1 適応教室：芦屋市立打出教育文化センター内に設置されている。不登校または不登校傾向にある児童生徒に対し、個に応じた教育相談や適応指導、保護者への支援を行う教室のこと。学習支援やレクリエーション、体験活動等、様々な活動プログラムにより、関係児童生徒の学校復帰を支援している。

※2 OJT：On the Job Training の略。実際の職務を通し、職員として身に付けるべき力を意識的、計画的、継続的に高める手法。

(2) 教職員が子どもと向き合う時間を確保します。

市民アンケートでは、教職員が子どもと向き合う時間を確保する取組が重要度の高い施策となっています。

また、教職員アンケートからは、一人一人に応じた学習指導が以前よりも求められ、生活指導が必要な児童・生徒が増えたことなど、多忙な実態が浮き彫りとなっています。このことから、今後も引き続き、定時退勤日やノー部活デーなどの徹底を図るとともに、教職員の適正な配置や外部人材の活用、教育現場のICT化等による業務改善等に取り組むことが必要です。

(3) 快適で魅力ある学習環境を整えます。

本市ではこれまでも、学習に必要な教材や教具を計画的に配備するとともに、学校園施設の整備改修工事を行い、学習環境の保全・改善を図ってきました。今後の大規模改修や建替え及び環境対策等については、本市の「公共施設の計画的保全」に基づき、子どもの安全を最優先に考え、事業の優先順位を適切に判断しながら進めていく必要があります。

また、子どもたちの教育の機会均等を保障する観点から、奨学金や各種就学補助については、継続して実施する必要があります。

(4) 小・中学校間の連携を強化する取組を推進します。

第1期計画では、小・中学校間の指導の段差の解消や児童生徒の学力の向上等を目指し、潮見中学校区の学校において、小中連携推進協議会を設置し実践・研究に取り組むとともに、他の中学校区においても教職員の合同授業研究会や行事等を通じた子どもたちの交流等により、小中連携の取組を推進してきました。今後も引き続き、学校間の滑らかな接続を目指し、小・中学校の教職員が互いに交流する機会を増やすことで、児童生徒の学力向上の方策や生徒指導の充実を目指した共同研究を進めることが重要です。

(5) 幼稚園における子育て支援を進めます。

本市では、平成 25 年度以降、公立幼稚園全園で預かり保育*を実施したほか、幼稚園施設を利用した未就園児との交流会や園庭開放を実施してきました。今後も、保護者の多様なニーズに対応した子育て支援に取り組んでいくことが必要です。

また、平成 27 年 3 月には、全ての就学前教育・保育施設において、質の高い教育・保育を推進するため「芦屋市就学前カリキュラム」を作成しました。今後は、この就学前カリキュラムに基づき、教育・保育内容がより充実するよう、関係教職員の資質向上のための研修や施設間交流等の連携が更に必要となります。

(6) 「開かれた学校園づくり」を進めます。

これまでも、毎年、各学校において学校評価を実施し公開するなど「開かれた学校づくり」を進めてきました。市民アンケートでは、地域に開かれた学校にするために大切だと思うこととして、「ゲストティーチャーや部活動の指導者など、外部の人材を学校に招く」が最も高くなっています。また、教職員アンケートにおいても、「学校だよりやホームページなどにより、学校や子どもの様子を積極的に公開する」「登下校時の見守りや本の読み聞かせ・校内環境整備など様々な活動を行う学校支援ボランティアを積極的に受け入れる」が最も高くなっています。

今後も学校園と家庭、地域が連携・協力し、子どもたちの成長を支える環境づくりに努めることが必要です。

※ 預かり保育：教育課程に係る教育時間（幼稚園の教育活動）終了後に、希望する在園児を対象に行う教育活動。

重点目標4 自ら本を手に取り、本が好きな子どもを育てます

(1) 読書活動の充実に継続的に取り組み、自ら本を手に取り、楽しんだり、活用したりする本が好きな子どもを育てます。

第1期計画では、「本が好きな子どもを育てる」ことを重点目標に位置付け、「子どもに読ませたい図書リスト400選」の一部改訂を行うとともに「おはなしノート」「読書ノート」「読書スタンプラリー」の取組などにより、読書活動の推進に努めてきました。また、全ての学校図書館において、図書の電算化を実施し、子どもたちや教職員にとって学校図書館がより利用しやすい場所となるよう環境を整えてきました。その結果、小・中学生アンケートでは、読書が好きと答えた児童生徒が増加し、また、小学生では学校以外で本を「よく読む」子どもの割合が高くなるなど、事業の成果がうかがわれます。

今後は、家庭での読書を推奨する家読（うちどく）※を更に推進するため、家庭との連携を強化するとともに、学校においては、各教科における言語活動の充実に向けて、本を活用した授業を推進していくことが重要となります。そのためにも、公立図書館との連携、学校図書館の更なる環境整備と機能の充実が一層求められます。

(2) 学校図書館の環境整備を進め、学校図書館の活性化を図ります。

本市ではこれまで蔵書整備を進めてきており、平成23年度には学校図書館の図書の電算化を実施しました。また、全ての小・中学校に専任の司書補助員を配置するなど児童生徒が利用しやすい図書館の整備に努めてきました。

今後は、学校図書館を「学習情報センター」として位置付けるなど、更に子どもの興味や関心が広がる読書活動につなげていくことが必要です。

(3) 公立図書館と連携した教育活動を推進します。

本市ではこれまで、公立図書館司書と学校図書館関係者との合同学習会を毎年開催するほか、授業等で図書を活用するために、公立図書館の学校への団体貸出し制度を利用したり、図書館の事業情報を子どもたちに発信するなど、学校園と公立図書館が連携・協力した取組を実践してきました。

今後は、子どもの読書活動の幅を更に広げるよう、交流・連携を一層促進するとともに、公立図書館の更なる活用を進めていくことが必要となります。

※ 家読（うちどく）：「家庭読書」、「家族読書」の略語で、家族で読書の習慣を共有することや読書を通じた家族のコミュニケーションづくりを目的としている活動のこと。

重点目標5 学校園・家庭・地域が連携して、子どもたちの育成を支えます

(1) 学校園と地域の諸団体や企業等とをネットワークで結ぶ仕組みづくりを拡充します。

学校園・家庭・地域の連携の推進では、平成 22 年度からの2年間、精道小学校を県の委託事業である「学校地域連携促進事業」のモデル校として位置付け、学校図書館の図書ボランティアや園芸ボランティア、また、清掃等を行う環境ボランティアなどの活動を通して、学校・家庭・地域の連携強化を進めてきました。現在では、当初より中学校 2 校が増え、実施校は 3 校になっています。

今後も、地域の人々が一層子どもたちの育ちに関われるよう、積極的に情報提供を行うなど、取組の充実が求められます。

(2) 子どもたちが安全で安心できる活動拠点を提供します。

安全で安心できる居場所への取組としては、これまで学校や地域の公共施設等を活用し、地域活動等を通じた居場所づくりを推進してきました。

具体的には、「放課後子どもプラン」として、地域住民等の協力を得ながら、校庭開放や子ども教室[※]を実施してきました。特に、校庭開放については、各学校の実態に応じた見直しを行い、子どもたちが参加しやすい実施方法を検討してきました。

子どもたちの社会性を育むためには、地域の人々とふれあう機会が大切となることから、子どもたちや地域の人々が気軽に利用できる施設や事業の充実や周知を行うことがますます重要になります。

(3) 親学など家庭に関わる教育の重要性の浸透を図ります。

家庭の教育力の向上では、全ての公立幼稚園において、就学前の子育て講座を開催する取組などを行ってきました。

小・中学生アンケートでは、自分の家族に対して求めることとして、「おこったり、口うるさく言ったりしないでほしい」「他人や兄弟などと比べないでほしい」「がんばっていることをもっと認めてほしい」などの意見が多くなっており、一人一人を尊重し認めて欲しいという傾向がみられることから、親としての適切な判断力と寛容さが求められています。

そのため、家庭教育に関する情報や学習機会の提供等を通して家庭の教育力を高めるとともに、家庭・地域での子育てを支援し、社会全体で子どもを育てる活動を積極的に進めることが必要です。

※ 子ども教室：文部科学省の放課後子供教室事業として、児童の安全・安心な居場所を確保するため、小学校等を利用して、地域の方の参画も得ながら実施している事業で、校庭開放や室内での体験学習などがある。平成 27 年度からのあしやキッズスクエア事業開始後は、あしやキッズスクエアの実施校（実施日）以外で実施。

重点目標6 「いつでも、どこでも、だれでも」参画できる生涯学習社会づくりを推進します

(1) 生涯学習基盤の整備・拡充を図ります。

学習機会としての出前講座については、講座メニューと実施回数の拡大に努めており、平成26年度には41講座を実施しました。また、公民館講座では、受講者が教える立場として活躍できるような「知の循環」を目指した講座を実施してきました。

文化財事業においては、広報紙に芦屋の歴史や文化についての関連記事を掲載するとともに、毎年、市指定文化財を新たに指定し、リーフレットや冊子を刊行して希望者に配布するなど、情報発信に努めてきました。

市民アンケートでは、学びたいこと・活動したいこととして、「文化・芸術活動」「教養を高めること」「日常生活・家庭生活に役立つもの」のニーズが高くなっていることから、今後は、受講しやすい環境を整えるとともに、学習機会の更なる充実に努めていくことが必要です。

また、芦屋市内の図書館について、「ほとんど利用しない」と回答した割合が最も高くなっている現状からも、より一層の市民の学習活動を深めるためには、公立図書館の利用促進を図ることが重要です。利用者が情報収集する際の資料等の充実に努めるとともに、講演会やレクリエーションの場を提供するなど、利用しやすい環境整備を行い、公立図書館の機能強化を進めることが必要です。

(2) 社会教育と学校園との連携を拡充します。

生涯学習社会づくりを目指すには、子どもたちへの働きかけが重要な要素になります。

これまで小学校を拠点としたコミュニティ・スクール活動や、放課後子ども教室推進事業を通じて、子どもたちに学び続けることの素晴らしさを伝えるとともに、美術博物館などの社会教育施設が、子どもたちにとって身近な施設となるよう子ども向けギャラリートーク*やものづくり体験などの事業に取り組んできました。

今後も、学校園と美術博物館や谷崎潤一郎記念館などの社会教育施設が連携し、子どもたちが芦屋ゆかりの美術や文学に親しむ機会を増やしていくことが重要です。

(3) 様々な機会を生かした、学習成果発表の場を構築します。

学習成果の発表の場を提供する取組として、また、各個人が生涯学習で得た成果を地域に還元する機会として、市民ギャラリー、市民ステージ、市民絵画展などを開催してきました。

今後も、生涯学習・社会教育を推進するため、学習機会の充実に加え、市民の様々な学習の成果を学校や地域に還元し、地域の課題解決に生かすことができる仕組みづくりが重要になります。

※ ギャラリートーク：展示室等で作品を鑑賞しながら、作品や作家にまつわるエピソードなどをまじえて学芸員等が解説するもの。

(4)「芦屋市スポーツ振興基本計画（後期5か年計画）」による施策を展開します。――

本市においては、週3回以上定期的にスポーツ活動をしている市民の割合は、全国や県の平均値より高く、特に、高齢者層の割合が高くなっています。

これは、平成15年3月に策定した「芦屋市スポーツ振興基本計画」（旧計画）により、市民一人一人がそれぞれの年齢や体力、目的や好みに応じて気軽にスポーツを楽しむことを目指した取組の成果があらわれていると言えます。

今後も加速する高齢化社会を見据え、全ての市民が健康でスポーツ文化を楽しむことができる環境を整えていくことが必要です。

そのため、平成26年3月に「芦屋市スポーツ推進実施計画※」（現計画）を策定し、スポーツを「する」「みる」「ささえる」の三つの柱で捉え、一人一人の身近なところにスポーツが位置付けられる社会の実現を目指し、スポーツの更なる推進に取り組んでいるところで

す。

※ 芦屋市スポーツ推進実施計画：「スポーツ振興基本計画」に基づき取り組んできたことを基本に据えつつ、国のスポーツ基本計画や兵庫県スポーツ推進計画を参酌し、スポーツを取り巻く環境の変化に対応しながら、芦屋市が目指す「すべての市民、スポーツ団体、学校・大学、行政等が参画し、ささえ、連携・協働を推進し、あしやスポーツ文化を創る」ための目標や道筋を示す計画。



第3章

芦屋の教育のめざす姿

第1期計画に引き続き、本計画によりめざす芦屋の教育を「信頼される学校園と成熟した家庭・地域で育む豊かな人間力」とし、21世紀に生きる子どもたちの育成に向け、地域と一体となって教育活動を進めます。

また、「教育のまち芦屋」として、本市がめざす人間像と、こうした人間像を育むための基盤となる子ども像を引き続き、以下のとおり掲げます。

1 めざす人間像と培う力

(1) 知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって 自らの夢や志の実現に向けて努力する人

【培う力】

- 幅広い知識や教養を身につけ、心身ともに健康で、豊かな情操や道徳心、命や人権を大切に
する態度を養うとともに、望ましい勤労観や職業観を育み、生涯にわたって個性や資質・
能力を磨き、夢と志をもって自らの未来を切り拓く力

(2) 社会の一員として自覚と責任をもって主体的に行動し、 明日の芦屋の担い手となる人

【培う力】

- 思いやりや寛容の心をもって多様な人々と共生する態度を養うとともに、地域の中で支え
合い、地域に貢献しようとする意欲や態度を身につける。また、一人一人が社会を構成す
る一員としての責任を自覚し、公共の精神や人権尊重の精神に基づき、よりよい社会づく
りに向けて主体的に行動する力

(3) 我が国の伝統と文化を基盤として、幅広い知識やコミュニケーション能力等世 界に通用する力を培い、高い志をもって国際社会に貢献できる人

【培う力】

- 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、他国を尊重する態度を養
うとともに、幅広い知識、教養、柔軟な思考力に基づく判断力やコミュニケーション能力
を培うなど、国際文化住宅都市^{*}の芦屋市民として国際社会の平和や発展に貢献する力

※ 国際文化住宅都市：昭和26年（1951年）に、住民投票によって本市のみに適用される地方自治特別法「芦屋国際文化住宅都市建設法」が公布され、国際性、文化性あふれる住宅都市を目指してまちづくりを進めてきた。

現代社会においてこのような態度や力を育み、生涯にわたって学び続ける土台を培うことが、芦屋の教育に課せられた使命です。

2 芦屋の教育がめざす子ども像

めざす人間像を育むための基盤となる本市が育てたい子ども像を、芦屋で育てる“夢と志をもって自らの未来を切り拓く子どもの姿”とし、次の4つの子どもの姿として掲げます。

この中では、知・徳・体をバランスよく備えた子ども像に加えて、読書に積極的に取り組む子ども像を掲げています。読書は、想像力や考える習慣を身に付け、豊かな感性や情操、思いやりの心を育むなど、知・徳・体の全てに関わっており、これからの変化の激しい社会を生きる芦屋の子どもたちが、人生をより深く豊かに生きる力の育成に欠かせないものであると考えます。そこで、更なる「ブックワーム（本の虫）芦屋っ子※」の育成に向けて、今後引き続き、読書の取組を本市の教育活動の中核に位置付けていきます。

芦屋で育てる

“夢と志をもって自らの未来を切り拓く子どもの姿”

- 1 目標をもち、課題解決に向けて自ら考え、取り組む子ども
- 2 共に支えあい生きようとする心豊かな子ども
- 3 体力を向上させ、健康的に生きる自覚をもつ子ども
- 4 自ら本を手に取り、本が好きな子ども

社会においてこのような態度や力を養い育てるためには、学校園はもとより、家庭や地域も子どもたちの成長に関わる当事者として、それぞれが自覚と責任をもち、社会全体が子どもたちの教育に取り組んでいかなければなりません。本市においては、これまでも市民の参画と協働により地域の人々が教育に関わる機会の創出に努めてきましたが、さらに、それぞれが連携を進めていくことが重要になります。

以上のような子どもを育てるために、学校園・家庭・地域及び行政がそれぞれに役割を担いながら、一体となって取り組みます。（参照 P.54）

※ ブックワーム芦屋っ子：ブックワーム（本の虫）の意味を含み、読書が大好きな子どもの育成をめざす取組の中で生まれた言葉。

3 教育施策の基本目標

芦屋の教育のめざす姿を実現するための今後5年間学校園・家庭・地域及び行政が取り組むべき教育施策の5つの重点目標と、それぞれについての基本施策を示します。

- 重点目標1 自らの未来を切り拓く「生きる力」の育成
- 重点目標2 命と人権を大切にす教育の充実
- 重点目標3 子どもたちの学びを支える環境の整備
- 重点目標4 読書のまちづくりの推進
- 重点目標5 多様な学びのできる生涯学習社会の構築

重点目標1 自らの未来を切り拓く「生きる力」の育成

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。幼児期の特性を踏まえ、健康・安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、自発的な活動である遊びを中心とした学びを通して、調和のとれた心身の育成を図る必要があります。

本市の子どもの学力の状況については、全国学力・学習状況調査によると、国語、算数・数学ともに基礎的・基本的な知識・技能はおおむね身に付いており評価できる結果となっています。また、小・中学校ともに人数分布が上位層と下位層に分かれるような、いわゆる二極化の傾向は改善されてきています。

アンケート調査では、子どもたちの「自ら学び、考え、主体的に行動する力」「表現力やコミュニケーション能力」「生き方や進路について考える力」が課題であるとの意見もあることから、今後は、学びの質や深まりを重視することが重要であり、課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習（アクティブ・ラーニング※）をより積極的に推進していく必要があります。

子どもたちが基礎的・基本的な知識・技能と主体的に学習に取り組む態度などを身に付けるため、教育内容・方法の一層の充実を図り、特に、自ら課題を発見し解決する力、他者と協働するためのコミュニケーション能力、物事を多様な観点から論理的に考察する力などの育成に取り組めます。

※ アクティブ・ラーニング：教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、児童生徒の能動的な学習への参加を取り入れた学習法の総称。問題解決学習、体験学習、調査学習、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等の方法が含まれる。

また、子どもたちが将来の夢や志をもち、その実現に向けて努力できるよう、子ども達の発達段階に応じた勤労観、職業観を育む教育や、情報化、国際化に対応した教育についても積極的に進めていく必要があります。特に、アンケート調査では、力を入れていくべき教育施策として、「外国語教育の充実」が全ての項目の中で最も高くなっています。グローバル化が進行する社会において、子どもたちが、将来、国際社会で活躍できるよう、語学力やコミュニケーション能力を育むことはもとより、主体性や創造性、チャレンジ精神、リーダーシップ、異文化に対する理解とともに日本の文化や伝統を理解し尊重する心や態度を培うことが重要です。

アンケート調査では、子どもの教育に感じることとして、「子どもの道徳心や規範意識などの低下」が最も高くなっています。

子どもたちの豊かな情操や規範意識、自尊感情、他者への思いやり、社会性、公共の精神などを育むため、発達段階に応じた教育を行うことが重要であり、道徳教育や人権教育を推進するとともに、体験活動や読書活動などの充実を図ります。

さらに、文部科学省の全国体力・運動能力調査では、小・中学生、男女とも、全国及び県平均を下回る状況が続いており、子どもたちの体力・運動能力の低下が危惧されます。このことから学校はもとより、地域においても、幼少期から子どもたちが運動・スポーツを楽しむ環境を整備し、日頃から子どもたちの外遊びを大切にするなど、体力の向上を図り、健康的に生きる自覚をもつ子どもを育てるとともに、家庭と連携した食育や健康教育を推進します。

特別支援教育については、LD^{*1}、ADHD^{*2}、高機能自閉症^{*3}等を含めた障がいのある子どもたちに対して、一人一人の教育的ニーズを踏まえ、就学前から中学校卒業まで一貫した支援体制を構築し、教育的支援の充実に取り組みます。

<基本施策>

- | | |
|---------------|----------------|
| (1) 就学前教育の推進 | (2) 「確かな学力」の育成 |
| (3) 「豊かな心」の育成 | (4) 「健やかな体」の育成 |
| (5) 特別支援教育の推進 | |

※1 LD：学習障害。基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すもの。

※2 ADHD：注意欠陥多動性障害。年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障がい、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

※3 高機能自閉症：3歳頃までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がいである自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないもの。

重点目標 2 命と人権を大切にす教育の充実

本市では、阪神・淡路大震災の復興の過程の中で、「命の大切さ」を実感し、「助け合いの精神」を学ぶとともに、「困難や逆境に負けない強い心」を育む教育を推進してきました。引き続き震災の体験を語り継ぐとともに、子どもが自ら命を守り安全を確保することができる能力を培う取組を継続・充実することが必要です。

人権教育の推進に関しては、近年特に、スマートフォンなどを利用する子どもも増加しており、そこから「人権侵害」につながる可能性も高いことから、こうした目に見えにくい人権課題に対して、家庭や関係機関、専門家と連携した取組が必要になってきています。また、からだの性とところの性との食い違いに悩みながら苦しんでいる子どもたちの課題等にも目を向け、理解を深める必要があります。さらに、子どもの命を傷つける「いじめ」については、市や各学校が定めた「いじめ防止基本方針」に基づいて、早期発見・早期対応の取組を組織的に進めるとともに、学校教育活動全体で行う人権教育の取組を一層充実させることが重要です。

また、生徒指導上の課題として、特に中学校で不登校傾向にある子どもが増加してきており、喫緊に取り組むべき課題となっています。さらに同じく増加傾向にある外国にルーツをもつ子どもたちが、文化、生活習慣の違いなどから疎外感を感じたり、学校生活にうまく適応できないなどの問題があります。

そのため市民一人一人の人権尊重の精神の涵養を図る人権教育を一層推進し、全ての人々の人権が尊重され、互いに共存する平和で豊かな共生社会を目指すことが求められています。

<基本施策>

- (1) 人権尊重の理念に基づく「共生」の心の育成
- (2) 子どもの内面理解に基づく生徒指導の充実
- (3) 防災・安全教育の推進

重点目標 3 子どもたちの学びを支える環境の整備

本市の特徴として、私立中学校を進学先に選択する家庭の割合が高いことがあげられます。こうした家庭が私立中学校を選択する理由には、中高一貫教育等、私立学校の特色ある教育があげられていることから、公立学校においても、更なる魅力づくりが求められています。

アンケート調査では、「教職員が教育の専門家として専門性を身に付ける取組」「教職員が子どもと向き合う時間の確保の取組」などのニーズが高くなっていることから、教職員の実践的指導力の向上とともに、教職員が子どもと向き合う時間が確保できるよう環境の整備を行い、公立学校が子どもや保護者、地域にとって魅力あるものとなる取組を進めます。

子どもたちが安心して学校生活を送るためには、安全で質の高い学習環境の整備が重要です。そのため、学校園施設の建替えや大規模改修を計画的に進めるとともに、ICT環境の整備など、質の高い学習環境の整備に取り組みます。

また、家庭環境等の要因により就学が困難な子どもたちに対して、教育の機会を確保するための就学支援等に取り組みます。

また、市内の幼稚園、保育所（園）及び認定こども園*と小学校との連携、小学校と中学校との連携を強化し、子どもたちの心身の調和のとれた発達や生活・学びの連続性を重視した教育を推進します。

加えて学校園は、自校の教育活動について組織としての目標をもって取り組み、積極的に情報を公開するなどのマネジメント力の向上を図ることで、開かれた学校園づくりを進め、学校園と家庭、地域との信頼関係を築きます。

本市では、自治会や老人会、子ども会、コミュニティ・スクールなどの数々の活動団体によるコミュニティ組織が中心となって地域の活動を行っています。アンケート調査では、小・中学生ともに地域の大人に「自分たちの安全を見守ってほしい」が最も高くなっています。

子どもたちの社会性を育むために、子どもたちが地域の人とふれあう場や事業の充実に取り組むとともに、家庭教育に関する情報や学習機会の提供等を通して家庭の教育力を高め、社会全体で子どもたちを育てる活動を支援します。

<基本施策>

- (1) 教職員の資質向上の推進
- (2) 質の高い教育環境の推進
- (3) 学校園・家庭・地域の連携による支援

※ 認定こども園：幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設のこと。0～2歳の子どもについては、保護者の就労などのために保育を必要とする乳児または幼児を保護者に代わって保育を行い、3～5歳の子どもについては、保護者の働いている状況に関わりなく、教育・保育を一緒に行う。

重点目標 4 読書のまちづくりの推進

近年、子どもたちの読書離れ、活字離れが進行し、子どもたちの健やかな成長にも影響を与えていることが指摘されています。

読書は、知らないことが分かり知識が増えることや他者を思いやり共感する気持ちや感受性が育つことなど、その良さは誰もが認めるところです。そこで、本市においては、平成20年度から3年間、保護者・市民の参画と協働による「子ども読書のまちづくり*推進事業」に取り組み、読書の大好きな子ども「ブックワーム芦屋っ子」の育成に取り組んできました。

そしてその後も、読書の取組を本市における学校教育の重点施策に位置付け、学校図書館の図書電算化や「子どもに読ませたい図書リスト400選」の一部改訂等に取り組み、子どもたちの豊かな心の醸成とともに、本を活用して学習や実生活に役立てていくなど、子どもたちの読書活動の充実に取り組んできました。

その結果、子どもたちの読書冊数は小・中学生ともに年々増加しています。しかしながら、アンケート調査からは、「読書が好き」「学校以外で本を読む」という子どもは、中学生ではその割合は低くなっており、また、本をよく読む子どもとほとんど読まない子どもとが二極化している傾向が見られます。こうした状況に対応するためにも、今後、子どもたちの読書活動を推進していくに当たっては、これまでの学校園の取組に加えて、大人自らが本に親しむことで“本を読む楽しさ”を子どもたちに伝えていくことが大切です。そこで、更なる「ブックワーム芦屋っ子」の育成を目指して、家庭、地域との連携を強化し、家読（うちどく）の啓発や、図書ボランティア等との協働などを更に進めてまいります。

また、学校においては、本を数多く読むだけでなく、各教科等の授業で計画的に利用して、児童生徒が目的を持って調べたり、調べた結果を適切にまとめて発信したりするなど、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実させていくことが重要となります。あわせて、学校図書館の機能を強化するとともに、学校図書館が情報センター的な役割を果たせるよう環境整備に取り組まなければなりません。そして、公立図書館との交流・連携を一層深めていくなど、子どもの読書活動を支援する体制整備を進めていく必要があります。

※ 子ども読書のまちづくり：平成20年度から3年間、学校、家庭、地域が一体となって、「ブックワーム芦屋っ子」の育成を目指して、子どもの読書活動の充実とともに、保護者、市民の参画と協働による読書のまちづくりに取り組んだ事業。

公立図書館においては、その利便性の向上を図り、全ての市民が生涯にわたって読書に親しむことができる環境づくりを目指した機能強化が求められます。

こうした取組を総合的に実施していくことで、読書のまちづくりを推進していきます。

＜基本施策＞

- (1) ブックワーム・芦屋っ子の育成
- (2) 生涯にわたって読書に親しむ環境の整備

重点目標5 多様な学びのできる生涯学習社会の構築

アンケート調査から、仕事や家事、学業のほかに、学んだり活動したいこととして、「文化・芸術活動」「教養を高めること」「日常生活・家庭生活に役立つもの」についてニーズが高くなっています。第2次芦屋市生涯学習推進基本構想の基本的目標である「いつでも、どこでも、だれでもが学習すること」を目的として、多様化する学習ニーズに対応し、学習者にとって利用しやすい学習機会を拡充するためには、全ての市民が活用できる情報発信や講座開設などのソフト面と、関連施設（ハード面）をともに充実させる必要があります。

文部科学省が設置する中央教育審議会からの「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会*の構築を目指して～（答申）」では、各個人が、自らのニーズに基づき学習した成果を社会に還元し、社会全体の教育力の向上に貢献するといった「知の循環型社会」を構築することは、持続可能な社会の基盤となるものと考えられています。地域全体の持続的な教育力の向上に向け、市民の様々な生涯学習活動を支援し、各個人の学習成果を地域における活動推進や課題解決に生かす仕組みづくりを行います。

また、近年、スポーツへの期待が高まっており、国では、社会の現状や環境の変化を踏まえスポーツ界における新たな課題に対応するため、「スポーツ振興法」が50年ぶりに全面改正され、平成23年8月には新たに「スポーツ基本法」が施行されました。

この「スポーツ基本法」では、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であり、スポーツが、青少年の健全育成や、地域社会の再生、心身の健康の保持増進等に寄与するとともに、体を動かすという人間の本源的な欲求に応え、精神的充足や楽しさ、喜びをもたらすという内在的な価値があることがうたわれています。

これらの趣旨を踏まえ、本市では平成26年3月に策定した「芦屋市スポーツ推進実施計画」に基づき、全ての市民、スポーツ団体、学校・大学、行政等が参画し、支え、連携・協働を推進し、「あしやスポーツ文化」を創造することを目指します。

<基本施策>

- (1) 生涯学習の推進
- (2) 生涯スポーツの推進

※ 知の循環型社会：個々の学習成果が社会に還元、活用され、市民の生きがいや更なる学習意欲につながり、学習する人が増え広がるというプラスの循環が仕組みとして出来上がった社会。

4 教育施策の体系

めざす
芦屋の教育

めざす
子ども像

重点目標

基本施策

信頼される学校園と成熟した家庭・地域で育む豊かな人間力

芦屋で育てる“夢と志をもって自らの未来を切り拓く子どもの姿”

1
自らの未来を
切り拓く
「生きる力」の育成

- (1) 就学前教育の推進
- (2) 「確かな学力」の育成
- (3) 「豊かな心」の育成
- (4) 「健やかな体」の育成
- (5) 特別支援教育の推進

2
命と人権を
大切にする
教育の充実

- (1) 人権尊重の理念に基づく「共生」の心の育成
- (2) 子どもの内面理解に基づく生徒指導の充実
- (3) 防災・安全教育の推進

3
子どもたちの
学びを支える
環境の整備

- (1) 教職員の資質向上の推進
- (2) 質の高い教育環境の整備
- (3) 学校園・家庭・地域の連携による支援

4
読書の
まちづくりの
推進

- (1) ブックワーム芦屋っ子の育成
- (2) 生涯にわたって読書に親しむ環境の整備

5
多様な
学びのできる
生涯学習社会の
構築

- (1) 生涯学習の推進
- (2) 生涯スポーツの推進



第4章

今後5年間に取り組むべき施策と目標

重点目標1 自らの未来を切り拓く「生きる力」の育成

基本施策（1）就学前教育の推進

幼児期における教育は、子どもたちの生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。子どもたちの豊かな心や、物事に自ら取り組もうとする意欲、初めての集団生活を送るために必要な態度、基本的な生活習慣等を育成することが必要です。

このため、芦屋市では質の高い教育・保育を目指し、本市の標準的なカリキュラムとして「芦屋市就学前カリキュラム」を作成しました。これに基づき就学前施設*では、子どもの心身の調和のとれた発達を支え、幼児一人一人を大切に、友だちと共に育ち合う教育・保育の充実に向けて連携・協力して取り組みます。

施策の方向

① 「生きる力」の基礎を培う就学前教育の推進

幼児が様々な体験を積み重ね、遊びを通して学び続ける力を身に付けられるよう、環境整備に努めるとともに、研修会や公開保育を通じた研究会の充実を図り、小学校の学習につなげます。

No.	主な取組
1	就学前施設間の連携を深め、幼児教育に関する研究会を継続して実施します。【指標1】
2	芦屋市就学前カリキュラムに基づき、自然環境等を生かし、様々な体験ができるよう教育・保育内容の充実を努めます。

施策の方向

② 就学前教育に関する多様なニーズへの対応

公立幼稚園の機能を生かした子育て支援について研究し、実施します。

No.	主な取組
1	公立幼稚園全園での預かり保育を継続して実施します。
2	未就園児交流会や園庭開放など公立幼稚園の地域への開放を更に進めます。【指標2】

* 就学前施設：小学校入学前の子どもたちを対象に教育・保育を行う幼稚園、保育所（園）、認定こども園のこと。

基本施策（２）「確かな学力」の育成

基礎的・基本的な知識・技能の習得を徹底し、身に付いた知識・技能を活用して、問題解決へ導くための「確かな学力」の育成を目指します。また、授業内容や指導方法を工夫するとともに、情報教育やキャリア教育※¹など今日的教育課題に対応した教育の推進を目指します。

さらに、グローバル化が進行する社会において、子どもたちが、将来、国際社会で生きていくことができるよう、異文化を理解する資質や能力、語学力やコミュニケーション能力を育むとともに、主体性、チャレンジ精神、リーダーシップなどを培う取組を進めます。

また、子どもたちが夢や目標をもち、その実現に向かって進んでいく力（キャリアプランニング能力※²）をはじめ、自己理解・自己管理能力など社会的自立に必要な能力の育成に向けて取り組めます。

施策の方向

① 考える力や創造性を伸ばす教育の推進

児童生徒の考える力や創造性を伸ばす教育を推進するために、算数・数学の学習指導員（チューター）※³、小学校の理科推進員※⁴を配置するとともに、全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、学力向上に向けた取組を進めます。

No.	主な取組
1	全国学力・学習状況調査の結果を分析し、課題解決に向けた取組を進め、児童生徒の学力の一層の向上を目指します。
2	算数・数学の学習指導員（チューター）、小学校の理科推進員、教育ボランティア等の指導補助員を継続して配置し、個に応じた指導の徹底を図ります。【指標3】
3	言語活動を効果的に取り入れるなど、課題発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習（アクティブ・ラーニング）の実践研究に取り組み、授業改善を進めます。

- ※1 キャリア教育：一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。子どもたちに義務教育の段階から、勤労観・職業観を身に付けさせ、主体的に進路を選択・決定させることをねらいとしている。
- ※2 キャリアプランニング能力：「働くこと」を担う意義を理解し、自らが果たすべき様々な立場や役割との関連を踏まえて「働くこと」を位置付け、多様な生き方に関する様々な情報を適切に取捨選択・活用しながら、自ら主体的に判断してキャリアを形成していく力。
- ※3 学習指導員（チューター）：算数・数学における児童生徒の学力向上、基礎基本の定着を図るため各小・中学校に1名ずつ配置している教員免許を持つ職員のこと。学習が遅れがちな児童生徒を中心に、授業の中での補助や、放課後の個別学習における支援を行っている。
- ※4 理科推進員：小学校5、6年生の理科の授業において、観察・実験等における準備や片付け等で教職員の支援を行い、理科学習の充実・活性化を図ることを目的に、各小学校に1名ずつ配置している人。

施策の方向

② 情報社会の進展に伴う教育の推進

教育の情報化に対応して、ICT機器を適切に操作する力や、情報を正しく選択し活用する力を育てます。また、ICT機器の活用を通して、新しい時代に求められる能力の育成に努めます。

No.	主な取組
1	タブレット端末等ICT機器を計画的に導入し、ICT環境を整備するとともに、アクティブ・ラーニングに取り組む中でツールとしての効果的な活用について研究します。
2	ICT機器等の操作力を高める指導の充実を図り、主体的に情報を収集・比較・選択し、効果的に表現する力を育成します。
3	ネットワークシステム等を利用する際のルールなど、情報社会を生きる上でのモラルの育成に努めます。
4	子どもたちが主体的に情報モラル等について話し合い、その成果を発信する取組を大学と連携して進めます。

施策の方向

③ グローバル化に対応した教育の推進

外国語教育を通じてコミュニケーション能力を育成するとともに、国際理解を深め、将来、世界にはばたくための資質や能力を育みます。また、小学校の外国語の教科化に向けた指導体制の整備を進めます。

No.	主な取組
1	外国や外国人との交流を進めることなどにより、児童生徒の異文化に対する理解や関心を高め、国際社会への視野を広げます。
2	全ての小学校教職員が外国語指導を円滑に行えるよう、必要な研修を計画的に実施します。
3	小学校における外国語指導の充実を目指し、専門性の高い外国語講師を配置するとともに、中学校との滑らかな接続を目指したカリキュラムの研究・開発を行い、実践します。 【指標4】
4	中学校では、新学習システム [※] 等を活用し、生徒の理解に応じて、英語の授業を英語で指導する研究を行い実践します。

※ 新学習システム：個に応じたきめ細かな指導を充実させるため、加配教員を配置し、少人数学習や小学校高学年における教科担任制の導入など、各校で工夫した形態をとっている。（県事業）

No.	主な取組
5	外国人児童生徒等に対する適切な指導，支援を進め，国や文化の懸け橋となる素養の伸長を図ります。【指標5】
6	外国語によるスピーチコンテストの実施等，外国にルーツのある児童生徒と他の児童とが相互に学び合い，高め合える機会を増やします。【指標6】
7	中学生や英語科教職員の英語検定等の資格取得を奨励します。

施策の方向

④ 自立を目指したキャリア教育の推進

子どもたちが将来，社会的・職業的に自立し，社会の中で自分の役割を果たしながら，自分らしい生き方を実現するための力を育みます。

No.	主な取組
1	将来への夢や希望を育む指導や，子どもたちの発達段階に応じた勤労観や職業観など，社会的自立のために必要な資質や能力を育成する指導の充実を図ります。【指標7】
2	地域人材の活用等も含めて，児童生徒が自らの生き方について考える機会を計画的に設けます。
3	進路指導の充実に向けて，中学生用進路指導資料「進路の学習」の改訂を行い，有効に活用します。



小学生の紙すき体験

基本施策（3）「豊かな心」の育成

子どもたちに、美しいものや自然に感動する感性、自他の生命の尊重、自尊感情、他者への思いやり、家族を大切に作る心、集団における役割と責任、規範意識、公共の精神など、人間形成の基盤となる豊かな情操と道徳性を培い、これらに基づいて主体的に判断し、適切に行動する力を育成することが重要です。

このため、保護者・地域との連携の中で、人や自然と直接関わる体験活動を通じて、他者をいたわる気持ちをはじめとする豊かな情操や、規範意識・社会性の育成を目指します。

施策の方向 ① 道徳性を育む教育の推進

教育活動全体を通じて道徳性を養うとともに、道徳の時間における指導の充実を図ります。

No.	主な取組
1	道徳の指導の充実を目指して、子どもたちが主体的、協働的に学ぶための指導法の研究と実践に取り組みます。
2	多様な人々と交流する体験や課題解決の学習等を通じて、共生社会に生きる上で必要な公德心 ^{※1} や価値判断能力を育みます。
3	小・中学校が連携して道徳教育を推進するために、道徳の時間の相互授業参観、合同研修を実施します。【指標8】

施策の方向 ② 豊かな情操を育む体験活動の推進

体験活動等を通して、他者と協働して自ら考え主体的に行動する実践力を育みます。

No.	主な取組
1	環境体験、自然学校等を継続して実施することにより、自然の中で心身ともに調和のとれた子どもの育成を図ります。
2	地域の中での様々な体験活動を通して「生きる力」を育成するトライやる・ウィーク ^{※2} を継続して実施します。
3	芦屋市造形教育展、自由研究教育活動展を継続して実施し、子どもたちの学習成果を発信します。
4	子どもたちが相互に交流しあう機会として、なかよしフェスティバル、中学校総合文化祭を継続して実施します。

※1 公德心：人間形成の基本として必要な資質のひとつとされるもので、自分と他者とのかかわりの中で形成される規範意識。

※2 トライやる・ウィーク：学校・家庭・地域の三者が連携して、中学生の心の教育の充実を図ることを目的として実施する事業で、中学校2年生が、学校を離れて地域のボランティアの指導のもと、職場体験、福祉体験、勤労生産活動など、5日間、様々な体験活動を行っているもの。

基本施策（４）「健やかな体」の育成

子どもたちの心身の調和のとれた発達を図るため、生涯を通じてスポーツに親しみ継続的に運動ができる資質や能力を育成することが重要です。

このため、自らの健康や体力に関心をもち、進んで健康維持と体力向上に努める子どもを育てます。

施策の方向 ① 体力向上の取組の推進

子どもたちの体力等の状況を把握し、体育・健康に関する指導の改善・充実を図ります。

No.	主な取組
1	学校における全国体力・運動能力調査の結果を分析し、子どもの体力向上に向けた指導の改善と実践に取り組みます。【指標９】
2	学校間のスポーツ交流会の開催などを通して、子どもが体を動かすことの楽しさを感じる機会を増やします。
3	家庭や地域で取り組む子どもの健康・体力づくりについて、啓発・発信します。

施策の方向 ② 健康教育及び食育の推進

望ましい食習慣の形成を図る食育、心身の健康課題に適切に対応する健康教育に取り組みます。

No.	主な取組
1	山手中学校、精道中学校の学校給食実施に向けた準備を計画的に進めます。
2	本市の「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、食物アレルギー対応の研修会を継続して実施します。
3	食に関する正しい知識と望ましい生活習慣を身に付けることができるよう、食育、健康教育の授業研究を実施します。
4	小・中学校において薬物乱用防止に関する教育を、学校の教育活動全体を通して実施します。

基本施策（５）特別支援教育の推進

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育^{※1}システム構築の理念に基づき、障がいのある子どもとない子どもが、可能な限り同じ場で学ぶことを追求しながら、特別な支援が必要な子どもたちの能力や可能性を最大限に伸ばし、社会参加するために必要な力を培うことが重要です。

このため、教職員の専門性を高める研修機会の充実を図り、早期から一貫して、支援の必要な子ども一人一人の教育的ニーズに対応した教育を目指します。

施策の方向 ① 多様な教育的ニーズに対応した指導の充実

特別な支援が必要な子どもたちの発達段階や特性、教育的ニーズを十分に把握し、個別の指導計画等に基づいた指導を進めるとともに、合理的配慮^{※2}の在り方についての研究を進めます。

No.	主な取組
1	個別の指導計画や支援計画の作成と活用を促します。
2	加配教員や専門家等による巡回指導の充実を図ります。
3	ユニバーサルデザイン ^{※3} の授業研究や教材開発を進めます。

施策の方向 ② 相談・支援体制の充実

特別支援教育コーディネーター^{※4}を中心とした学校園内の相談支援体制を充実させるとともに、芦屋市特別支援教育センターを核としたネットワークによる支援体制の強化を図ります。

No.	主な取組
1	学校園の相談窓口となる特別支援教育コーディネーターの養成を進めます。
2	特別な支援が必要な子どもが個別のニーズに応じた教育を受けられるよう、障がいの種別に応じた教職員の専門性の向上と研修の充実を図ります。【指標 10】
3	加配教員や支援員等の効果的な配置を進めます。
4	特別支援学校を含め、学校園間の連携強化を図ります。

- ※1 インクルーシブ教育：障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みのこと。障がいのある人が排除されないこと、自己の生活する地域において教育の機会が与えられること、個人に必要な配慮や指導の場が提供されること等が必要とされている。
- ※2 合理的配慮：障がいのある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと。
- ※3 ユニバーサルデザイン：障がいのある子ども等に対する指導方法を全ての子どもたちの指導に生かす考え方。
- ※4 特別支援教育コーディネーター：各学校園に配置されており、特別支援に係る保護者からの相談を受けたり、児童生徒への適切な支援のために、関係機関や関係者の間を連絡・調整したりする役割を中心的に担う職員。

【重点目標1 自らの未来を切り拓く「生きる力」の育成 指標】

基本施策(1) 就学前教育の推進		現状(H26)	目標(H32)	備考
指標1	幼稚園・保育所・認定こども園の合同研修会等参加人数(人/年)	354	420	市が実施する公私立幼稚園・公私立保育所(園)・認定こども園の合同研修会等の参加者延べ人数。 【出所】事務報告書
指標2	公立の全幼稚園の未就園児とその保護者に対する施設開放実施日の総数(回/年)	234	320	各公立幼稚園の園庭開放や未就園児交流会等施設開放の実施回数。 【出所】事務報告書
基本施策(2) 「確かな学力」の育成		現状(H26)	目標(H32)	備考
指標3	中学校の数学で「授業がよくわかる」と答えた生徒の割合(%)	80.0	80.0	文部科学省が実施する全国学力・学習状況調査における質問紙調査において「数学の授業の内容がよくわかる」という設問に対し、「当てはまる」または「どちらかという当てはまる」と回答した中学生の割合。 ※現状値の80.0%は、これまでに中で最も高い値であることから、今後はこの水準を維持していくことを目指す。 【出所】全国学力・学習状況調査
指標4	小学校の英語学習で、「これからも英語を使ってみたい」と答えた児童の割合(%)	92.1	92.1	市教育委員会が実施する小学校外国語活動アンケート調査において、「これからも英語を使ってみたい」という設問に対し、「たいへんあてはまる」または「どちらかという当てはまる」と回答した小学校5,6年生の割合。 ※今後、外国語活動が教科となり、中学校外国語との円滑な接続を行うことを踏まえて、現状と同水準を維持していくことを目指す。 【出所】事務事業評価報告書
指標5	日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対して個別の支援計画に基づいた支援が行われている割合(%)	—	100	学校生活において、生活言語、学習言語の理解が不十分な外国人児童生徒等に対して、個別の支援計画が作成され、その計画に基づいた支援が行われている児童生徒の割合。 【出所】教育委員会の調査資料
指標6	外国語によるスピーチコンテスト参加数(人/年)	—	100	市立小・中学校の児童生徒と、多くの外国籍生徒が在籍する芦屋国際中等教育学校の生徒を対象に開催する英語を中心としたスピーチコンテストに参加した児童生徒及び保護者、教職員、市民の総数。 【出所】事務報告書(予定)

基本施策（２） 「確かな学力」の育成		現状（H26）	目標（H32）	備考
指標 7	将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合（％）	小学校 86.0 中学校 71.7	小学校 90.0 中学校 80.0	文部科学省が毎年実施する全国学力・学習状況調査における質問紙調査において「将来の夢や目標を持っていますか」という設問に対し、「あてはまる」または「どちらかといえばあてはまる」と回答した児童生徒の割合。 【出所】全国学力・学習状況調査
基本施策（３） 「豊かな心」の育成		現状（H26）	目標（H32）	備考
指標 8	小・中学校が連携して道徳教育を推進するため、道徳の時間の相互参観、合同研修等を実施している学校数（校）	8	11	県教育委員会が実施する道徳教育推進状況調査において、小・中学校が連携して道徳の時間の相互参観、合同研修等を実施している学校数。 【出所】道徳教育推進状況調査
基本施策（４） 「健やかな体」の育成		現状（H26）	目標（H32）	備考
指標 9	全国体力・運動能力調査結果で全国平均以上の種目の割合（％）	10.0	20.0	文部科学省が実施する小学校5年生から中学校3年生までの各学年の男女別に実施する全国体力・運動能力調査全80種目において、全国平均以上となった種目の割合。 【出所】全国体力・運動能力調査
基本施策（５） 特別支援教育の推進		現状（H26）	目標（H32）	備考
指標 10	特別支援教育に係る研修会、研究会の参加者数（人／年）	424	486	市教育委員会が実施する教職員を対象とした特別支援教育に係る研修会、研究会の年間延べ参加者数。 【出所】事務報告書



未就園児交流会



ICT 機器を活用した社会科授業

重点目標2 命と人権を大切にす教育の充実

基本施策（1）人権尊重の理念に基づく「共生」の心の育成

人権教育の推進に当たっては、自分の人権を守り、他者の人権をも守ろうとする意識・意欲・態度を育てることが大切です。

人権に関する知的理解だけでなく、人権が大切にされている状態を望ましいものと感じ、反対に、これが侵害されているときは許せないことと感じる人権感覚を育てることが特に重要です。

教職員自身の取組や姿勢を常に振り返りながら、あらゆる差別を許さない人権教育、命を大切にす教育の徹底を図ります。

施策の方向 ① 人権を大切にす教育の推進

子どもたちの学習の場である学校の中に人権尊重の理念を徹底し、学校の教育活動全体を通して人権教育を進めます。

また、市民と行政が協働して、誰もが等しく尊重される社会を目指す取組を進めます。

No.	主な取組
1	学校園の実態を踏まえ、子どもの発達段階に応じた人権教育を計画的に推進します。
2	人権研修会を計画的に開催し、教職員の人権意識の向上を図ります。
3	芦屋市人権教育推進協議会*や PTA 協議会の人権活動との連携及び活動支援を行います。【指標 11】

施策の方向 ② 「共生」の心を育む教育の推進

外国人や高齢者、障がいのある人など共に生きる様々な人々への理解を深め、助け合いながら生きていく心や態度を育みます。

No.	主な取組
1	共生社会の実現に向け、関係機関や地域と連携した取組を進めます。
2	子どもたちが共に学び合う機会の充実を図り、お互いの違いを認め尊重する心や態度を育みます。

※ 芦屋市人権教育推進協議会：全ての人の人権が尊重される社会を目指し、芦屋市の人権教育の推進を図ることを目的とし、各種団体、機関及び個人をもって構成する会。

基本施策（２）子どもの内面理解に基づく生徒指導の充実

子どもの悩みや不安などを積極的に受け止め、学校園・保護者・地域・行政など関係機関が連携し、いじめ等の問題行動の早期発見・早期対応に努めるなど適切に取り組むことが重要です。今後も子どもの表面に現れる行動の背景を探るなど、内面理解に基づく生徒指導の充実を図ります。

施策の方向 ① いじめ等問題行動の防止の徹底

学校・家庭・地域との連携はもとより、市全体の組織的な取組により、いじめ等の問題行動の未然防止に向けて取り組みます。

No.	主な取組
1	いじめ防止基本方針に基づき、アンケートによる情報収集や教育相談の充実等により、いじめ等の問題の早期発見・早期対応に努めます。
2	学校だけで解決が困難な生徒指導事案の対応を支援するため、専門家や関係機関との連携を強化し、学校の生徒指導を支援する体制整備を進めます。
3	子どもたち自身が、いじめ等の問題について主体的に考える機会を設けます。
4	スマートフォンやインターネット利用に係る弊害やトラブルを防止するために、子どもたちが情報を正しく選択し、活用していく力を身に付ける取組を推進します。

施策の方向 ② 不登校へのケアと支援の充実

不登校児童生徒の割合の減少に向け、不登校、不登校傾向の子どもへの支援の充実を図ります。

No.	主な取組
1	児童生徒の不登校の兆候を適切に捉え、初期対応の充実を図るなど、不登校の未然防止に努めます。【指標 12】
2	教職員のカウンセリングマインド*向上に向けた研修の更なる充実を図ります。
3	保護者、関係機関との連携を強化するとともに、適応教室の機能の充実を図るなど、不登校児童生徒の学校復帰の取組を推進します。

※ カウンセリングマインド：受容と共感，積極的な傾聴など，相談を受けた際に来談者中心に話を聴く姿勢のこと。

基本施策（3）防災・安全教育の推進

阪神・淡路大震災から 20 年が経過し、改めて震災から得た教訓を風化させないよう語り継ぐとともに、自助・共助の精神を育成し、共有していくことを大切にしていきます。

また、避難訓練や交通安全教室等の体験を通して、子どもが自ら命を守り安全を確保することができる能力を培う取組を継続・充実していきます。

施策の方向

① 語り継ぐ芦屋の防災教育の推進

子どもの発達段階に応じた防災に関する実践的な態度や能力の育成に努めます。

No.	主な取組
1	阪神・淡路大震災の経験を語り継ぐ取組を継続して実施します。
2	様々な場面設定での避難訓練や防災訓練を実施し、災害時に、自ら考え、判断し、行動する力を育成します。

施策の方向

② 地域と連携した安全教育の推進

学校園と家庭や地域との連携を更に強め、子どもの安全確保及び安全・安心な学校園づくりを進めます。

No.	主な取組
1	就学前施設・小学校・中学校の交通安全教室や自転車教室を継続して実施します。
2	CAP 講習会を継続して実施するなど、子ども自らが危険を回避する能力を身に付けるための指導を推進します。
3	芦屋市通学路交通安全プログラムに基づき、通学路の合同点検を地域とともに実施し、関係機関と連携して危険箇所の点検・改善を進めます。【指標 13】

【重点目標2 命と人権を大切にする教育の充実 指標】

基本施策（1） 人権尊重の理念に基づく「共生」 の心の育成		現状（H26）	目標（H32）	備考
指標 11	芦屋市人権教育推進協議会研究大会参加者数（人／年）	800	1,000	芦屋市人権教育推進協議会が主催する芦屋市人権教育研究大会全体会（11月）と分科会（1月）の参加者数。 【出所】芦屋市人権教育推進協議会定期総会議案書
基本施策（2） 子どもの内面理解に基づく生徒指導の充実		現状（H26）	目標（H32）	備考
指標 12	中学校における不登校生徒の割合（％）	3.3	1.9	文部科学省が実施する児童生徒の問題行動等生徒指導に関する調査において、中学校で不登校により年間30日以上欠席した生徒の割合。 【出所】児童生徒の問題行動等生徒指導に関する調査
基本施策（3） 防災・安全教育の推進		現状（H26）	目標（H32）	備考
指標 13	通学路合同点検において確認された危険箇所（市が実施主体となる箇所のみ）の改善割合（％／年）	100	100	芦屋市通学路交通安全プログラムに基づき実施した合同点検において要望のあった危険箇所の改善割合。 【出所】通学路合同点検報告会資料



小学校での自転車教室

重点目標3 子どもたちの学びを支える環境の整備

基本施策（1）教職員の資質向上の推進

教職員には、子どもたち一人一人の個性や能力、可能性を伸ばし育てるとともに、様々な教育課題に適切に対応できるよう、資質向上に努めることが求められています。

このため、授業力や多様な教育課題への対応力等、教職員の資質と実践的指導力の向上に取り組めます。

施策の方向

① 教職員のキャリアステージ^{※1}に応じた研修の充実

教職員の専門性や実践的指導力を向上させるための研修の充実に努めます。

No.	主な取組
1	一般・課題別研修講座，教師力向上支援講座，ICT活用研修講座などの各種研修の充実に図ります。
2	新任教職員並びに，経験年数5年までの教職員の研修講座の充実に図ります。【指標 14】
3	教科等部会や研究部会の更なる活性化を図ります。
4	学校支援相談員 ^{※2} による各校への巡回指導の充実に図り，指導力向上，学校支援に努めます。

施策の方向

② 教職員が子どもと向き合う時間の確保

教職員がゆとりをもって子どもたちに接することができるよう，業務改善に取り組めます。

No.	主な取組
1	校務支援システム ^{※3} を有効に活用し，校務の効率化を図ります。【指標 15】
2	外部人材の有効な活用について，研究を進めます。
3	定時退勤日，ノー部活デー，ノー会議デーの更なる徹底を図ります。

※1 キャリアステージ：職歴・経験年数によって分けられる段階。

※2 学校支援相談員：豊富な知識や教職経験を有した教職員OBを学校支援相談員として，芦屋市立打出教育文化センターに配置。学校長の要請により各学校を巡回し，経験の浅い教員に対して学習指導，生徒指導，学級経営等に係る指導・支援を行っている。平成20年度は1名，平成21年度より3名。

※3 校務支援システム：幼稚園，小・中学校をネットワークでつなぎ，学校業務を円滑に進めているシステムのこと。

基本施策（２）質の高い教育環境の整備

子どもたちの状況の変化や、保護者や社会からの要請が多様化・高度化する中で、地域に信頼される開かれた学校園づくりを進めることが重要です。

このため、就学前から中学校までの連携した取組をはじめ、学校からの積極的な情報発信を行うなど、地域と学校の一層の連携に取り組めます。

子どもたちが安心して学校生活を送るため、学校園施設の建替えや大規模改修を計画的に実施するとともに、ICT環境の整備など、質の高い学習環境の整備に取り組めます。

また、家庭環境等の要因により就園、就学が困難な子どもたちに対する支援に取り組めます。

施策の方向

① 安全で快適な魅力ある学習環境の整備

学校園施設や教育備品の整備を通じて、安全で質の高い教育施設の整備に取り組めます。

No.	主な取組
1	老朽化した山手中学校、精道中学校、岩園幼稚園の建替えを実施します。
2	岩園小学校の増築及び浜風小学校の大規模改修を実施します。
3	タブレット端末等のICT機器を計画的に配置し、ICT環境を整備します。

施策の方向

② 就学前施設、小学校、中学校の連携強化

全ての中学校区において、就学前施設、小学校、中学校の連携を推進し、充実に努めます。

No.	主な取組
1	就学前施設と小学校の子どもたちの交流を推進し、幼児期と児童期の学びをつなぐ接続期のカリキュラムを作成し活用します。
2	小・中学校の教員が学び合う授業研究会の開催など、小・中学校が連携した教育を推進します。
3	幼・小・中の校種を越えた研究部会の活動を推進します。

施策の方向

③ 開かれた学校園づくりの推進

保護者や地域の方々の参画と協働のもとで、特色ある学校園づくりを支援します。

No.	主な取組
1	各学校園におけるホームページの充実を図ります。
2	保護者、地域の方等の人材の積極的な活用を進めます。【指標 16】
3	学校運営の成果と課題を明確にするため、学校評価※の実施と公開を継続し、次年度の学校運営に生かします。



地域の方による幼稚園でのお茶会

施策の方向

④ 学びの機会を保障するための支援

経済的な理由などにより就園、就学が困難な子どもたちに対して、学習の機会を保障するための支援を実施します。

No.	主な取組
1	就学援助費、幼稚園就園奨励費補助金、奨学金などの各種補助を継続して実施します。

※ 学校評価：平成 19 年度から実施。学校評価を通して学校の現状や取組を自ら評価し、その結果を公表するとともに保護者や地域の人々から意見聴取して次年度の学校運営に生かしていく、Plan→ Do→ Check→ Action の流れにより行う評価活動。

基本施策（3）学校園・家庭・地域の連携による支援

家庭は教育の原点であり、子どもたちが、家族とのふれあいの中で人間関係の基礎を形成し、規則正しい生活習慣を身に付けることが重要です。

このため、親が親として成長するための学びの機会の提供や関係機関との連携により、地域が家庭を支える体制づくりなど、地域活動や家庭教育への支援に取り組みます。

施策の方向

① 子どもの居場所づくりの推進

勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育つ居場所や環境づくりを推進します。

No.	主な取組
1	放課後や週末等に小学校施設等を活用して、地域の方々の参画を得て、子どもたちの安全・安心な活動拠点としての校庭開放、子ども教室、あしやキッズスクエア※を開設します。【指標 17】



あしやキッズスクエアでの昔遊び

※ あしやキッズスクエア：文部科学省の放課後子供教室事業として、小学校を利用して、地域の方々の参画も得ながら、児童が放課後や長期休業中などを安心して過ごせる居場所の提供を行う事業。平成 27 年度（2015 年度）は、精道・山手・潮見小学校で開始している。

施策の方向

② 地域と連携した青少年の健全育成

学校園、家庭、地域が連携して子どもたちの育成を支える活動を推進します。

No.	主な取組
1	小学校を核とした活発な地域交流により、地域全体で子どもたちの育成を支えられるよう、コミュニティ・スクール ^{※1} の活動支援を行います。
2	世代間交流や地域団体との交流を目的として、「昔あそび教室」等の事業を開催します。
3	青少年リーダー ^{※2} の登録・養成や市の事業への青少年ボランティアの参画を進め、青少年の健全育成に努めます。【指標 18】
4	「芦屋市子ども会連合会」等の青少年団体の活動を支援します。
5	愛護委員による市内街頭巡視活動をはじめとした、青少年の健全な育成環境の維持に努めます。
6	留守家庭児童会などの放課後児童健全育成事業 ^{※3} の拡充を図ります。【指標 19】
7	子どもたちのさまざまな体験活動を進めるため、あしやキッズスクエアを全小学校で実施し、多彩なプログラムを提供します。【指標 20】

施策の方向

③ 地域による学校支援の推進

P T Aや愛護委員会、小・中学校、幼稚園、保育所等と連携して、登下校の見守りやあいさつ活動を実施するほか、緑化・清掃・図書に関する環境整備や学習支援、読み聞かせなどの学校支援活動の推進を図ります。

No.	主な取組
1	P T Aや地域を中心とした学校支援ボランティアグループ等に対し、活動がより円滑に行えるよう支援を行います。【指標 21】
2	青色回転灯付自動車による見守り巡回パトロールを継続して実施します。
3	地域と連携して、通学路の防犯カメラの設置や街灯のL E D化を進めます。

- ※1 コミュニティ・スクール：小学校を学校の教育活動に支障のない範囲内において、地域住民に開放し、自主的な文化活動・スポーツ活動や地域活動を行うことを通じて、住民相互の連帯感や自治意識を高め、よりよいコミュニティの創造・発展を目的として活動しているもの。
- ※2 青少年リーダー：子ども会を中心とした地域活動や野外活動など青少年の団体活動やボランティア活動に参加して、コミュニケーション能力やマネジメント能力の向上を目指す青少年のこと。
- ※3 放課後児童健全育成事業：厚生労働省の事業。保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活の場を提供する事業。市が実施する事業では、「留守家庭児童会事業」として、平成27年度に全小学校で12学級を開設している。

施策の方向

④ 困難を有する子ども・若者の包括的な支援

ひきこもり等社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者が、社会とのつながりを回復し、自立に向けて動き始めることができるよう、関係機関やNPOなどの民間団体と連携・協力しながら支援します。

No.	主な取組
1	若者相談センター「アサガオ」※1を中心に、困難を有する子ども・若者への包括的支援を目指し、関係機関との情報共有に努め、連携した支援に取り組みます。【指標 22】
2	困難を有する子ども・若者への個別支援については、医療機関等の専門機関へのつながりを充実させ、ソーシャル・ワーク※2を進めます。

施策の方向

⑤ 家庭・地域の教育力の向上

地域における学習活動を活性化し、様々な課題等に対応するとともに、地域の教育力の向上を図ります。

No.	主な取組
1	メニューや講座内容に工夫・改善を加え、啓発活動としての生涯学習出前講座※3を拡充します。
2	地域やボランティアグループ等と連携し、親の学びの場や子育てを通じた異世代交流の場を提供します。【指標 23】
3	家庭の教育力を高めるための子育てセミナーを実施します。
4	コミュニケーション教室としてアサガオセミナーを実施します。
5	「中学校区青少年健全育成推進会議」を通じて、健全育成事業や研修会を実施します。

※1 若者相談センター「アサガオ」：社会生活を円滑に営む上で、ひきこもり、ニート、不登校等の困難を有する子ども・若者及びその家族の自立や支援を行うための若者相談窓口のこと。

※2 ソーシャル・ワーク：社会福祉における専門的援助のこと。

※3 出前講座：市内の事業所や各団体・グループを対象に、希望に応じて市職員を講師として派遣し、職務を通じて得た専門知識を分かりやすく説明する制度のこと。

【重点目標3 子どもたちの学びを支える環境の整備 指標】

基本施策(1) 教職員の資質向上の推進		現状(H26)	目標(H32)	備考
指標14	教職員新規採用～5年次研修講座の受講者数(人/年)	166	275	新規採用教職員から採用5年次までの教職員に対する研修会への延べ受講者数。 【出所】課内資料
指標15	ICT化によって、子どもと向き合う時間が増えたと感じる教職員の割合(%)	—	67.0	教職員対象に実施する職場のICT化に係るアンケート調査において、教職員が「子どもと向き合う時間が増えた」と回答した割合。 【出所】ICTに係るアンケート調査
基本施策(2) 質の高い教育環境の整備		現状(H26)	目標(H32)	備考
指標16	教育ボランティアの活動人数(人/年)	554	570	外部人材を教育ボランティアとして活用し、特色ある教育活動を行う事業において、学校園が活用した年間の教育ボランティアの延べ人数。 【出所】事務報告書
基本施策(3) 学校・家庭・地域の連携による支援		現状(H26)	目標(H32)	備考
指標17	あしやキッズスクエア、校庭開放、子ども教室の開催日数(日/年)	1,060	1,920	あしやキッズスクエア、校庭開放及び子ども教室の開催日数。 【出所】課内資料
指標18	青少年の自主的活動(青少年リーダー及び青少年ボランティア)者数(人/年)	17	1,870	青少年育成課が実施する育成事業、市子ども会連合会事業、あしやキッズスクエア事業における青少年リーダー及びボランティアの年間延べ活動者数。 【出所】青少年育成課資料
指標19	放課後児童健全育成事業の待機児童数(人)	0	0	年度当初における放課後児童健全育成事業の利用申請をした児童で、定員等の関係で利用できなかった児童数。 【出所】放課後児童健全育成事業における待機児童数
指標20	あしやキッズスクエアでのプログラム実施回数(回/年)	—	920	あしやキッズスクエアで開催するプログラムの実施回数。 【出所】青少年育成課資料
指標21	学校支援ボランティアグループの活動実施日数(日/年)	407	506	学校支援ボランティアグループの活動延べ日数。 【出所】課内資料
指標22	若者相談センター「アサガオ」の支援対象者数(人/年)	26	100	若者相談センター「アサガオ」支援対象年間実人数。 【出所】青少年育成課資料
指標23	子育て異世代交流会等への参加人数(人/年)	95	190	幼稚園等で開催する子育て異世代交流会への年間延べ参加人数。 【出所】課内資料

重点目標4 読書のまちづくりの推進

基本施策（1）ブックワーム芦屋っ子の育成

読書は、知らないことが分かり、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにするなどその良さは誰もが認めるところです。子どもたちの豊かな心を育成するとともに、本を活用して実生活に役立てるという観点からも「子ども読書のまちづくり推進事業」の成果と課題を踏まえ、読書活動の充実を図り、自ら本を手に取り、本が好きな子どもを育てます。

施策の方向 ① 子どもの読書習慣の確立

家庭や学校での読み聞かせ、読書月間、朝読、家読（うちどく）等、様々な機会を通じて、読書習慣の確立を目指し、本が好きな子どもを育てます。

No.	主な取組
1	家庭内で本に親しむ機会を増やせるよう、「芦屋市ブックスタート事業※」において、親子向けの読み聞かせを実施します。
2	「子どもに読ませたい図書リスト400選」「おはなしノート」「読書ノート」「読書スタンプラリー」の更なる活用を図ります。
3	家読（うちどく）等の啓発・推進により、読書推進の取組を家庭、地域に拡げます。
4	本を活用して情報収集、情報発信を行うなど、各教科等において児童生徒の主体的、意欲的な読書活動の充実を図ります。
5	フォーラムや研究発表会等を開催し、学校園の読書推進の取組成果を広く発信します。
6	読み聞かせ等のボランティアを養成し、学校園と地域が連携した読書活動を実践します。

※ ブックスタート事業：0歳児検診時に絵本を手渡したり、赤ちゃんと保護者を対象とした読み聞かせを行うなど、絵本を介して親子が心ふれあうひとときを持つことの大切さを伝える事業。

施策の方向

② 学校図書館の利用促進

学校図書館の環境整備を促進し、児童生徒が読書に集中できるようにするとともに、学校図書館を利用した授業実践が行えるよう研修の充実を図ります。

No.	主な取組
1	学校図書館を「学習情報センター」として位置付け、学校図書館の環境整備を進めるとともに、授業での活用を進めます。
2	司書補助員を継続して配置するとともに、司書教諭や学校図書館担当者等の資質向上のための研修の充実を図ります。
3	学校図書館のレファレンス※機能を充実し、教職員・児童生徒に対して、学習に必要な資料や役立つ情報を積極的に提供し、学校図書館の利用を増やします。 【指標 24】
4	図書ボランティア等と連携し、学校図書館の環境整備を進めます。

施策の方向

③ 公立図書館と連携した教育活動の推進

公立図書館事業への参加や団体貸出しの活用、合同研修会等を通して連携強化を進めます。

No.	主な取組
1	公立図書館司書と学校図書館関係者との合同研修会を拡充し、連携強化に努めます。
2	学校園への団体貸出し等の利用促進を図ります。

※ レファレンス：図書館におけるレファレンスとは、図書館の職員が、情報を求めている図書館利用者に対して、必要な資料や情報を探し出し、提供する等の調査相談・調査支援活動のこと。

基本施策（２）生涯にわたって読書に親しむ環境の整備

読書のまちづくりを通して、子どもだけでなく、誰もがいつでも読書に親しみ、心豊かに暮らすことができるよう、公立図書館の機能強化を図ります。

また、それを活用することで、市民一人一人の学びを深め、生涯にわたって読書に親しむことができる環境を目指し、取組を進めます。

施策の方向

① 読書活動を支える公立図書館の機能強化

公立図書館の利用を促進するため、利用者が情報収集する際の資料等の充実に努めるとともに、講演会やレクリエーションの場を提供するなど、社会教育施設としての機能強化を図ります。

No.	主な取組
1	図書館施設等の大規模改修を実施し、市民が利用しやすい環境整備を図ります。
2	市民が知識や教養を深めることができるよう、資料の充実を図り、調べ物や読書に関する相談サポート体制を強化します。
3	子どもたちが本に親しみ、楽しい読書体験ができるよう、児童図書 of 充実を図ります。 【指標 25】
4	読書講演会、ライブラリーコンサート、子どもおはなし会等の行事や関連図書の展示など、本と人を結び付ける図書館行事を実施します。【指標 26】
5	公民館図書室では公立図書館との連携を図り、図書の貸出しや新刊図書の案内を行うなど、引き続き市民サービスの向上に努めます。

【重点目標4 読書のまちづくりの推進 指標】

基本施策（1） ブックワーム芦屋っ子の育成		現状（H26）	目標（H32）	備考
指標 24	児童生徒一人当たりの学校図書館における図書貸出冊数（冊／年）	小学校 59.7 中学校 14.6	小学校 65 中学校 17	小学校、中学校の学校図書館における児童生徒一人当たりの年間の図書の貸出冊数。 【出所】事務事業評価報告書
基本施策（2） 生涯にわたって読書に親しむ環境の整備		現状（H26）	目標（H32）	備考
指標 25	公立図書館における児童（7～15歳）の図書貸出冊数（冊／年）	73,150	76,808	公立図書館における児童（7～15歳）の年間図書貸出冊数。 【出所】図書館年報
指標 26	市民が1か月に1冊以上読書する割合（％）	55.0 (H27)	67.8	芦屋市教育振興基本計画策定に伴い実施した市民アンケートにおいて、「普段、平均してどれくらい本を読みますか」の設問に対して、1か月に1冊以上読書すると回答した割合。 【出所】芦屋市教育振興に関するアンケート調査



幼稚園での読書活動

重点目標5 多様な学びのできる生涯学習社会の構築

基本施策（1）生涯学習の推進

人が様々なライフステージにおいて学びの機会を得られることは、感動や生きる喜びをもたらし、豊かな心を育むものです。それらへのひとつの資源として、芦屋の歴史、芸術文化などを伝え、次世代への継承を図ります。

また、学びの中で自ら課題を見つけて、考える力や柔軟な思考力を養い、習得した知識や技能を活用して複雑な課題を解決する力を備えることは、「生きる力」を育むことにつながります。これらへの取組として、質の高い学びの機会や、学習成果を地域に還元していく機会を提供し、「知の循環型社会」を目指した仕組みづくりを進めます。

施策の方向

① 生涯学習の機会の充実

市民の生涯学習は、複雑化する現代を反映して学習ニーズの多様化や高度化が顕著になっています。学習者の要求課題や必要課題、地域課題、現代的課題等に対応した支援ができるように、市内の社会教育施設で、様々な生涯学習の場を提供します。

No.	主な取組
1	芦屋の歴史を知り、郷土への愛着を深められるよう、景観、歴史的建造物及び史跡等への理解の促進を図ります。【指標 27】
2	美術博物館がより市民に親しまれるよう、美術作家による講座や音楽家等と協力したコンサートや朗読劇を行うなど、事業の充実を図ります。
3	美術博物館と幼・小・中学校とが連携した美術レクチャー、造形教室、ワークショップ [※] 等、活動の充実と利用促進を図ります。【指標 28】
4	文化ゾーン（図書館、谷崎潤一郎記念館、美術博物館）の利点を生かし、三館の連携・協力による事業の取組を進めます。
5	社会教育活動を活発にし、社会教育関係団体の活動が芦屋の市民文化を支える核となるよう活躍の機会を提供し、情報交流や発信などを支援します。
6	様々な学習を行う市民グループ等に対し、更なる学習の意欲を引き出すため、日頃の学習成果を発表する機会を提供します。

※ ワークショップ：いわゆる講義式な教授法ではなく、参加者が体験を通して学ぶ学習方法。参加者が自発的に作業や発言をおこなえる環境が整った場において、ファシリテーターと呼ばれる司会進行役を中心に、参加者全員が体験するものとして運営される形態がポピュラーとなっている。

No.	主な取組
7	音楽コンサート、落語、映画等の芸術を鑑賞する機会を提供するなど、市民センターにおける文化振興事業の充実を図ります。
8	市民の学習ニーズや現代の教育課題に応じた講座・セミナー・音楽会等を開催します。
9	高齢者の学習機会の整備と社会的活動への参加促進を図るため、60歳以上の市民を対象とした芦屋川カレッジやカレッジ大学院 ^{※1} などを引き続き実施します。
10	市民の文化意識の向上を図るため、常設展示事業・公民館ギャラリーを開設します。

施策の方向

② 指導者の養成・育成

社会教育活動において、自らリーダーとなって活躍できる専門性の高いボランティアを養成するため、研修会や講習会を実施するとともに、学んだ方が活躍できる機会の提供を図ります。

No.	主な取組
1	市民版出前講座 ^{※2} などの仕組みづくりを行い、市民協働による事業及び施設運営の充実を図ります。【指標 29】
2	市民の力で芦屋の歴史を守り、継承されるよう、文化財の保護や啓発活動で活躍できる文化財ボランティアの養成を行います。【指標 30】

※1 芦屋川カレッジ・カレッジ大学院：60歳以上の市民を対象に公民館が生涯学習の機会を提供する事業。参加者が学ぶ楽しさ、友との出会い、交流を通じて、より豊かな人生と一緒に送れるようになることを目的とする。カレッジ大学院は、芦屋川カレッジを卒業した方に対し、さらに学べる場を提供するもの。

※2 市民版出前講座：芦屋市社会教育関係登録団体等が活動の中で習得した知識や技術のうち、市民の皆さんが知りたいことや暮らしに役立つ話等について、登録団体等の会員が講師となって出向いて説明する制度。現在、市で行なっている出前講座の講師を市民に置き換えた制度。

施策の方向

③ 学習情報の集積・発信

市民の誰もがどこでも学習情報を入手できるよう、広報紙のほか、インターネットなど多様な媒体により、わかりやすく提供します。

No.	主な取組
1	学びたいときに、学びたい内容についての情報が入手できるよう、学習情報として「出前講座」及び「公民館講座」の内容及び周知方法の充実を図ります。
2	文化財の周知・啓発等の広報活動の充実を図ります。
3	様々な団体が連携して活動ができるよう、社会教育関係団体間の情報交流・発信を支援します。
4	芦屋の魅力を知り、誇りが持てるよう、芦屋ゆかりの文化・芸術への理解を深める事業の充実を図ります。
5	公民館や公立図書館等では、学習相談を実施し、学習情報の提供を行います。



国指定史跡会下山遺跡 茅葺屋根葺き替え体験

基本施策（２）生涯スポーツの推進

本市ではこれまで、平成 15 年 3 月に策定した「芦屋市スポーツ振興基本計画」（旧計画）に基づき、「スポーツ・フォー・エブリワン※」を掲げ、市民一人一人誰もが、いつでも、どこでも、気軽に運動・スポーツを継続して実施できるよう「生涯スポーツ社会」の実現に向けたスポーツ環境づくりに取り組んできました。

平成 26 年度からは「芦屋市スポーツ推進実施計画」（現計画）により、「するスポーツ・みるスポーツ・ささえるスポーツの推進」を基本理念として、全ての市民、スポーツ団体、学校・大学、行政等の参画と協働による、「あしやスポーツ文化」を推進しています。

誰もがスポーツへの関わりを通して、楽しみながら、健康で豊かな生活を送ることができ、スポーツ環境の基盤整備を目指し、取組を進めます。

施策の方向

① ライフステージに応じたスポーツの推進

市民一人一人のライフステージに応じたスポーツ活動を支援するとともに、障がいのある方の実践者を支援します。また、競技スポーツとしてのアスリートを支援します。

No.	主な取組
1	全ての市民が健康でスポーツを楽しめるよう、ライフステージに応じた市民啓発事業を実施します。【指標 31】
2	スポーツの多様な種目を知ることで、市民が自分に合ったスポーツを見つけ、日々の生活の中に取り入れられるよう、ニュースポーツや競技スポーツを普及、推進します。【指標 32】

施策の方向

② スポーツ文化の推進

スポーツの意義や価値観が広く市民に共有されることを目的に、文化面からスポーツを捉えた事業の推進を図ります。

No.	主な取組
1	スポーツが身近なものに感じられるよう、スポーツにちなんだ絵画展やポスター展等を開催します。
2	スポーツ選手や指導者だけでなく、スポーツに関して尽力された功労者やボランティアの方などの功績も称え、表彰を行います。

※ スポーツ・フォー・エブリワン：全ての市民が豊かなスポーツライフを通して、アクティブ（主体的・活動的・健康的）で質の高い生活を実現すること。

施策の方向 ③ ささえるスポーツの推進

継続的なスポーツ実践者の増大を図るために、質の高い指導者を養成するとともに、スポーツボランティアを育成します。

No.	主な取組
1	スポーツが日常生活の中に取り入れられ、継続的にスポーツをする人を増やすため、質の高い指導者の養成に努めます。
2	スポーツイベント等の運営を支えるボランティアを育成するための研修会を開催します。

施策の方向 ④ スポーツ団体、学校・大学、行政等における連携・協働の推進

スポーツ団体間の連携や交流事業の支援を行い、近隣の教育機関と連携し、総合的・効果的なスポーツ推進施策を進めます。

No.	主な取組
1	兵庫県独自の総合型地域スポーツクラブである「スポーツクラブ21 [※] 」及び、スポーツ団体等の育成、支援を行います。

※ スポーツクラブ21：兵庫県では、豊かなスポーツライフを実現しスポーツを通じた地域コミュニティづくりを進めるため、平成12年度から法人県民税を財源として、全県下の小学校区に地域スポーツクラブを設置する支援事業を実施し、芦屋市においては、誰もが、いつでも、身近なところで、スポーツができることを目指した地域住民の自発的、主体的運営によるスポーツクラブを進めている。

【重点目標5 多様な学びのできる生涯学習社会の構築 指標】

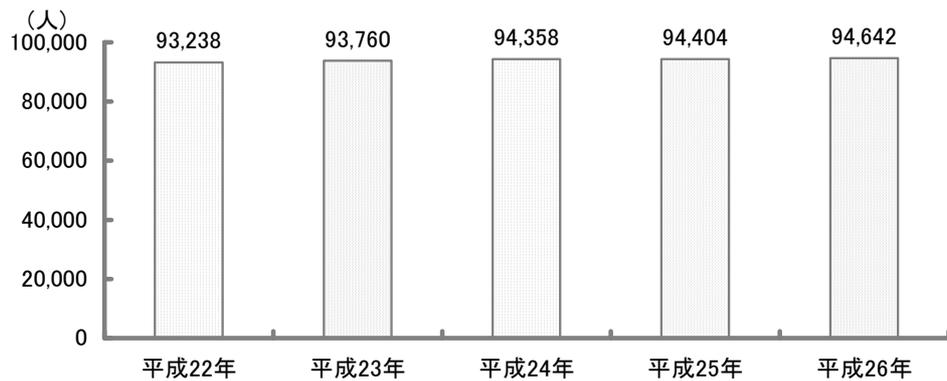
基本施策（1） 生涯学習の推進		現状（H26）	目標（H32）	備考
指標 27	芦屋の伝統や文化に係る講演会等の参加者数（人／年）	330	380	市民が芦屋の伝統や文化を題材とした講座や取組に参加した人数。 【出所】 課内資料
指標 28	中学生以下の美術博物館入館者数（人／年）	1,260	3,000	中学生以下の美術博物館への延べ入館者数。 【出所】 課内資料
指標 29	社会教育活動を通じて学んだ市民が講師や指導者となった公民館講座及び市民版出前講座の実施回数（回／年）	3	16	公民館講座や社会教育関係団体等の活動を通じて学んだ市民が講師や指導者となった公民館講座及び市民版出前講座の実施回数。 【出所】 事務報告書
指標 30	文化財の整理作業補助等に関わる「文化財ボランティア」の活動者数（人／年）	15	27	文化財の整理作業の補助やトライやる事業の受け入れ生徒の指導協力、展示や企画などを行う「文化財ボランティア」の年間実活動者数。 【出所】 課内資料
基本施策（2） 生涯スポーツの推進		現状（H26）	目標（H32）	備考
指標 31	スポーツの週 1 回程度の定期的実施率（％）	62.0 (H24)	69.0	スポーツ推進実施計画（前期）の策定のための基礎資料として実施した芦屋市スポーツ活動に関する市民意識調査で、「過去 1 年間に運動・スポーツをどの程度実施したか」の問いに「週に 1 回程度」と回答した割合。 【出所】 芦屋市スポーツ活動に関する市民意識調査
指標 32	スポーツ啓発事業参加者数（人／年）	857	1,115	スポーツ啓発事業への参加者年間合計数。 スポーツ啓発事業とは、スポーツ推進のため、市民の方が、気軽に参加していただけるスポーツとして 1 年を通して随時実施している、次のような事業。 ・新体力テスト測定会&健康・体力づくり相談 ・公式ワナゲのつどい ・公式ワナゲ体験講習会 ・ファミリースポーツのつどい ・市マラソンクリニック ・障がい者とのスポーツ交流広場など、その他 合計 12 事業 【出所】 事務報告書

資料

1 芦屋市の現状

(1) 人口の動向

総人口の推移



資料：芦屋市統計書
 (平成22年は国勢調査，平成23年から平成26年は推計人口)
 ※各年10月1日現在

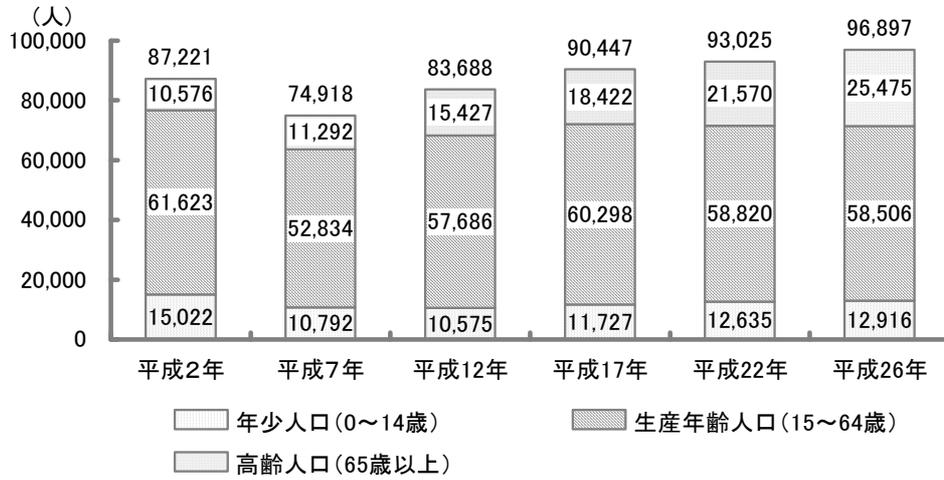
人口異動状況

単位：人

	自然動態			社会動態				純増減
	出生	死亡	自然増減	転入	転出	その他の増減	社会増減	
平成22年度	834	850	△16	6,016	5,584	△14	418	402
平成23年度	790	790	0	5,938	5,387	△15	536	536
平成24年度	786	842	△56	5,899	5,454	△65	380	324
平成25年度	770	828	△58	5,819	5,579	△43	197	139
平成26年度	783	879	△96	5,523	5,338	2	187	91

資料：芦屋市統計書

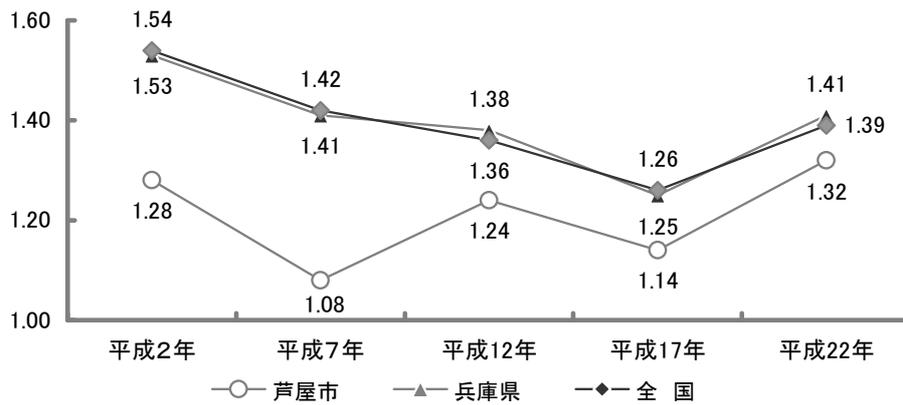
年齢3区分別人口の推移



資料：平成2年から22年は国勢調査
平成26年は住民基本台帳
※各年10月1日現在

(2) 出生の動向

合計特殊出生率※の推移

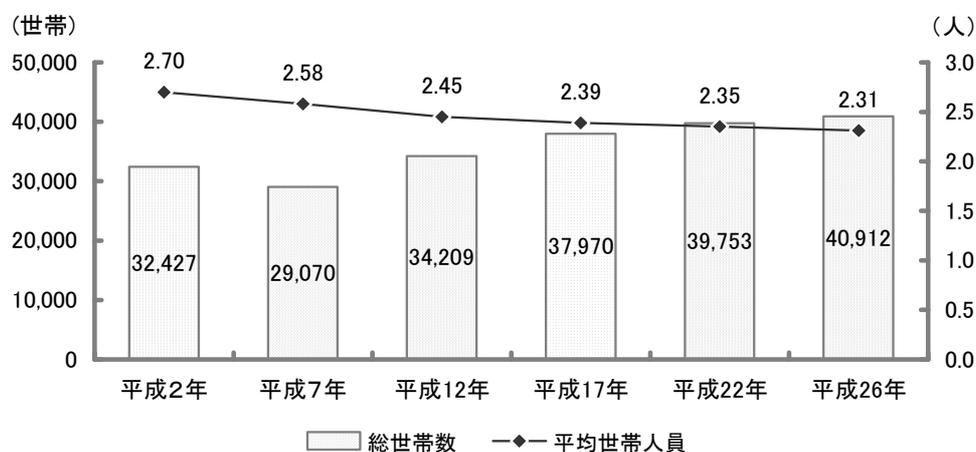


資料：兵庫県保健統計年報

※合計特殊出生率：1人の女性が生涯に何人の子供を産むかを示す指標で、15歳から49歳の女性の年齢別出生率を合計したもの。

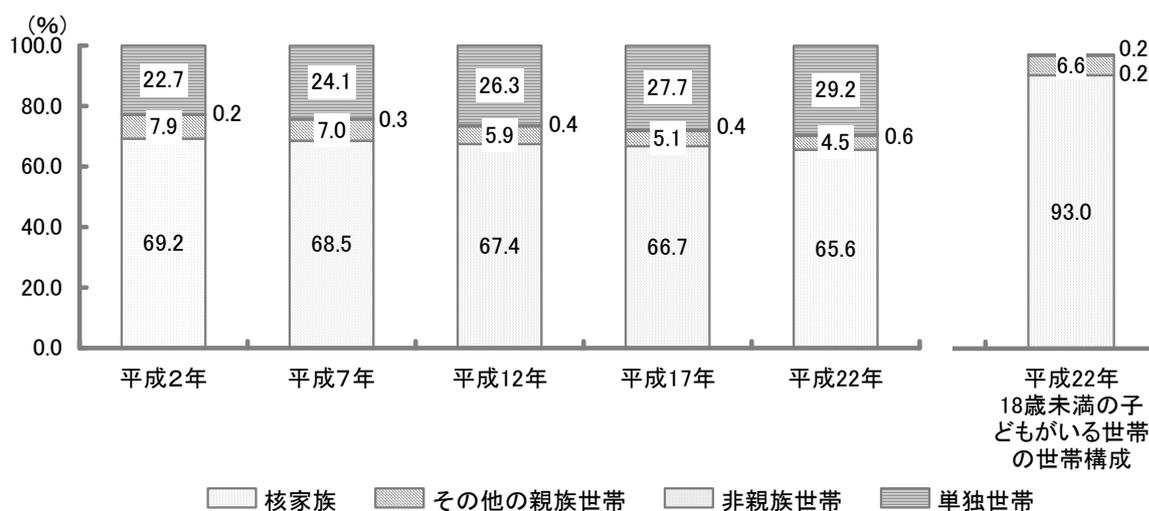
(3) 世帯の動向

総世帯数と平均世帯人員の推移



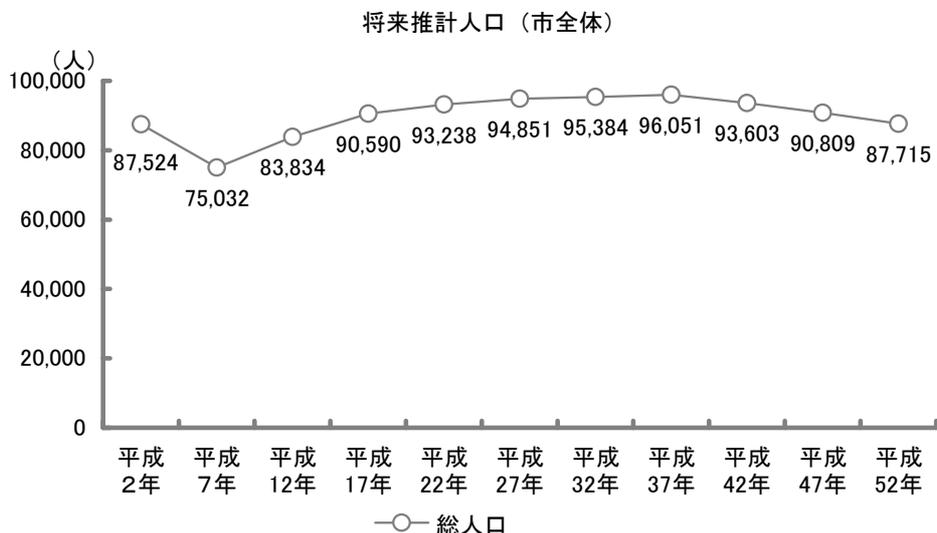
資料：平成2年から22年は国勢調査
 平成26年は住民基本台帳
 ※各年10月1日現在

世帯構成の推移

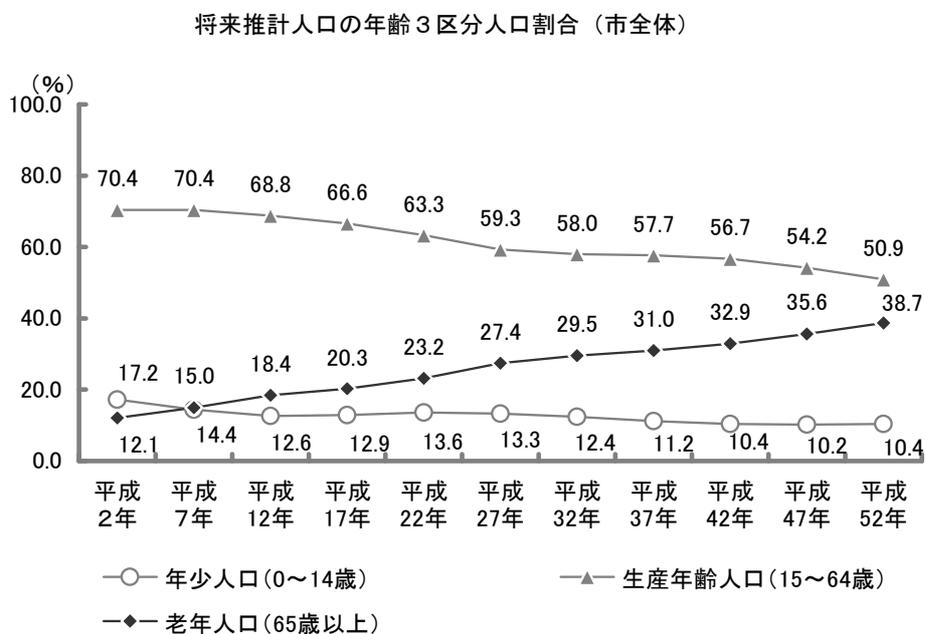


資料：国勢調査
 ※各年10月1日現在

(4) 人口の将来予測



資料：芦屋市将来人口推計報告書



資料：芦屋市将来人口推計報告書

2 学校教育の現状

(1) 就学前教育・保育の状況

① 幼稚園の状況

単位：人

		認可定員	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
公立	精道幼稚園	175	71	62	55	52	56
	宮川幼稚園	210	170	172	155	152	135
	岩園幼稚園	140	77	95	98	31	
	小槌幼稚園	175	103	128	118	103	117
	朝日ヶ丘幼稚園	210	51	71	61	54	64
	西山幼稚園	140	94	88	100	108	85
	伊勢幼稚園	210	105	89	76	76	76
	潮見幼稚園	210	88	87	94	91	106
	浜風幼稚園	175	60	55	55	57	33
私立	芦屋大学附属幼稚園	170	174	169	159	146	149
	愛光幼稚園	100	74	82	77	79	89
	芦屋甲陽幼稚園	80	73	80	74	72	75
	芦屋みどり幼稚園	160	173	172	153	155	153
(再掲)	3歳		161	163	152	153	160
	4歳		573	610	507	501	474
	5歳		579	577	616	522	504
合計		2,155	1,313	1,350	1,275	1,176	1,138

資料：管理課

※認可定員は平成27年4月1日現在

② 認可保育所の状況

単位：人

		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		
		定員数	入所児童数	定員数	入所児童数	定員数	入所児童数	定員数	入所児童数	定員数	入所児童数	
認可保育所	公立	精道保育所	90	95	90	94	90	97	90	93	90	87
		打出保育所	90	92	90	94	90	96	90	92	90	92
		大東保育所	60	61	60	64	60	66	60	62	60	63
		岩園保育所	60	63	60	61	60	62	60	59	60	57
		緑保育所	80	80	80	78	80	85	80	82	80	79
		新浜保育所	100	93	100	95	100	98	100	96	100	97
		小計	480	484	480	486	480	504	480	484	480	475
	私立	さくら保育園	45	46	45	51	45	48	45	45	45	50
		こばと保育園	30	30	30	29	30	32	30	27	30	29
		あゆみ保育園	21	21	21	20	21	19	21	22	21	21
		浜風夢保育園	60	48	60	61	60	53	60	51	60	52
		山手夢保育園	120	145	120	139	120	140	120	138	120	139
		夢咲保育園	60	71	60	74	60	71	60	70	60	67
		蓮美幼児学園 芦屋川ナーサリー					30	28	30	28	30	22
蓮美幼児学園 芦屋山手ナーサリー						78	47	78	66	78	71	
こばとぼっぼ 保育園								71	49	71	61	
茶屋保育園									78	58		
小計	336	361	336	374	444	438	515	496	593	570		
認定こども園	私立	愛光幼稚園 (保育所部)								18	10	
		小計	-	-	-	-	-	-	-	-	18	10
小規模保育事業所	私立	あゆみSEIDO 保育園								19	11	
		蓮美幼児学園 芦屋打出プリ メール								12	5	
		小計	-	-	-	-	-	-	-	-	31	16
合計		816	845	816	860	924	942	995	980	1,122	1,071	
他市委託			3		5		6		8		14	
定員に対する入所率			103.6%		105.4%		101.9%		98.5%		95.5%	

資料：子育て推進課

※各年4月1日現在

(2) 小学校・中学校の状況

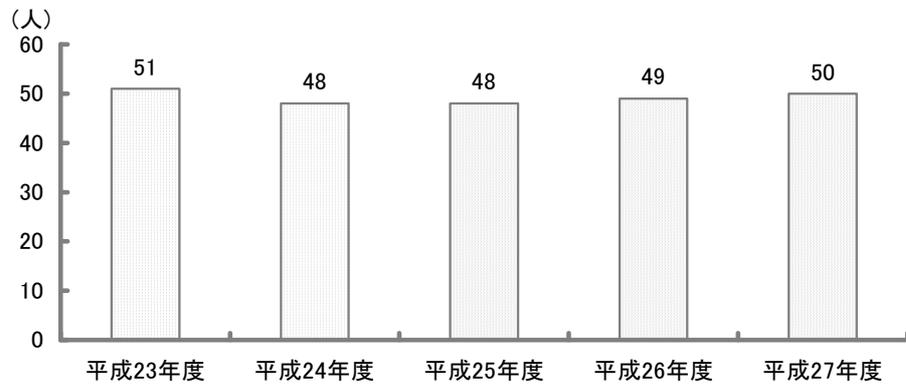
単位：人

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
小学校	学校数 (か所)	8	8	8	8	8
	公立	8	8	8	8	8
	私立	—	—	—	—	—
	児童数	4,674	4,744	4,725	4,809	4,844
	1年生	799	802	775	860	814
	2年生	784	808	796	768	862
	3年生	787	792	820	794	772
	4年生	740	786	791	820	799
	5年生	813	748	778	790	809
6年生	751	808	765	777	788	
中学校	学校数 (か所)	5	5	5	5	5
	公立	3	3	3	3	3
	私立	2	2	2	2	2
	生徒数	2,198	2,224	2,256	2,267	2,270
	1年生	740	747	770	740	764
	2年生	739	730	755	766	736
	3年生	719	747	731	761	770

資料：芦屋市統計書 (学校基本調査)

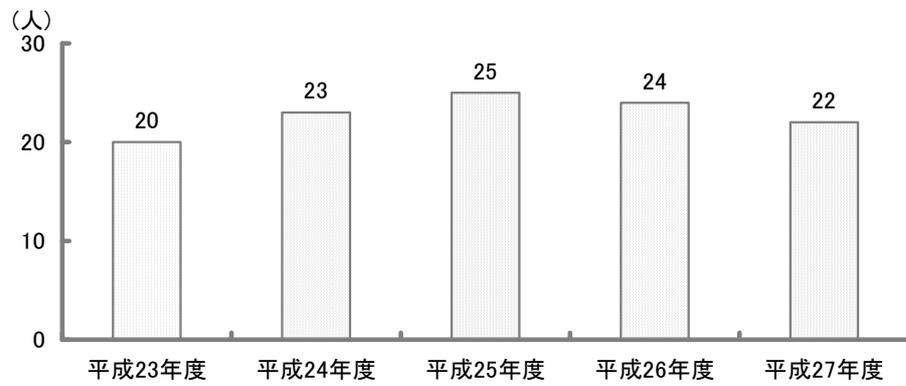
(3) 特別支援学級

特別支援学級の在籍者数（小学校）



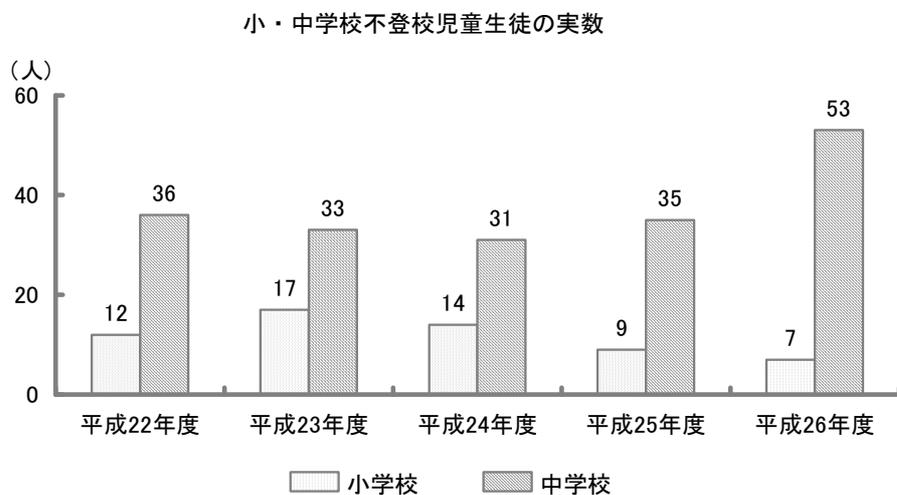
資料：学校教育課

特別支援学級の在籍者数（中学校）

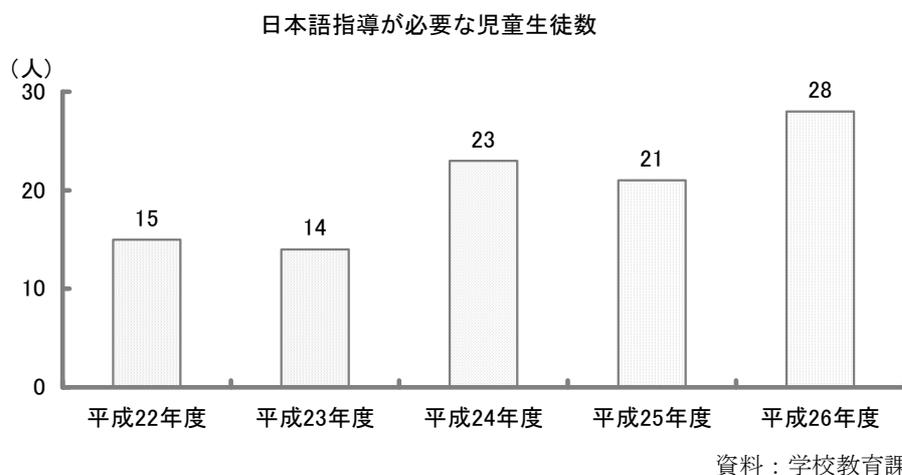


資料：学校教育課

(4) 小・中学校不登校児童生徒の実数



(5) 日本語指導が必要な児童生徒数の経年変化



言語別にみた日本語理解が不十分な児童生徒数

単位：人

	韓国・朝鮮	中国	スペイン	ポルトガル	アラビア	インドネシア	その他	合計
平成22年度	1	3	3	1	—	4	3	15
平成23年度	2	3	2	1	—	4	2	14
平成24年度	—	6	3	1	—	3	10	23
平成25年度	4	5	4	1	—	2	5	21
平成26年度	2	8	3	3	—	1	11	28

資料：学校教育課

(6) 全国学力・学習状況調査結果（平成 25～27 年度）

	教科	区分	結果			市全体における傾向
			平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
小 6	国語	A(知識)結果	極めて良好	良好	良好	算数 B は、全国と比較して高得点の児童が多くなっています。
		B(活用)結果	極めて良好	良好	良好	
	算数	A(知識)結果	良好	良好	良好	
		B(活用)結果	極めて良好	極めて良好	極めて良好	
中 3	国語	A(知識)結果	良好	おおむね良好	良好	各得点の人数分布は全国と同様、もしくは高得点の割合が多い人数分布となっています。
		B(活用)結果	良好	おおむね良好	良好	
	数学	A(知識)結果	良好	良好	良好	
		B(活用)結果	極めて良好	良好	極めて良好	

資料：学校教育課

※全国平均を 100 とした場合の芦屋市の割合が「115 以上」を“極めて良好”，「105 以上 115 未満」を“良好”，「95 以上 105 未満」を“おおむね良好”，「95 未満」を“課題あり”としている。

(7) 体力テストの結果

小学生の体力テストの結果（平成 26 年度）

		体格		体力テスト項目								
		身長	体重	握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	20mシャトルラン	50m走	立ち幅跳び	ソフトボール投げ	総合評価
(男子) 5年生	市	139.0	32.7	14.5	17.3	33.1	35.8	50.1	9.4	153.0	21.1	50.6
	県	138.4	33.4	16.5	20.0	32.8	42.2	56.7	9.1	155.5	25.0	55.6
	全国	138.9	34.0	16.9	20.3	33.4	43.1	54.7	9.2	156.5	24.9	55.9
(女子) 5年生	市	140.2	32.7	14.2	16.2	37.7	32.9	38.9	9.7	143.9	12.5	51.1
	県	139.7	33.5	15.8	18.0	36.4	39.3	43.3	9.5	146.4	14.3	55.5
	全国	140.1	34.0	16.3	18.4	37.2	39.7	41.0	9.6	146.8	14.6	55.5
(男子) 6年生	市	145.4	37.5	18.0	19.2	36.2	42.0	59.2	9.0	168.7	26.3	58.8
	県	145.0	38.0	19.1	21.2	34.5	45.4	64.0	8.9	164.1	28.4	60.4
	全国	145.1	38.4	19.4	22.3	35.4	45.9	64.3	8.8	165.1	29.6	61.9
(女子) 6年生	市	146.3	37.7	16.6	17.3	40.4	37.8	42.5	9.4	153.5	14.3	56.9
	県	146.5	38.4	18.9	19.4	39.5	42.4	50.2	9.1	155.9	16.6	61.3
	全国	146.8	39.0	19.3	20.2	39.5	43.0	49.1	9.1	155.6	17.4	62.0

資料：全国体力・運動能力調査

中学生の体力テストの結果（平成 26 年度）

		体格		体力テスト項目								
		身長	体重	握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	20mシャトルラン	50m走	立ち幅跳び	ハンドボール投げ	総合評価
(男子) 中学1年生	市	152.3	43.0	22.3	21.7	36.9	45.5	67.7	8.7	173.0	18.7	30.6
	県	152.0	42.5	24.0	24.1	37.1	49.4	75.5	8.4	183.3	18.6	34.2
	全国	152.5	44.0	24.7	24.5	39.2	49.4	72.0	8.5	181.0	18.6	35.0
(女子) 中学1年生	市	151.6	42.4	20.7	18.0	42.2	42.1	46.8	9.3	155.1	10.0	39.3
	県	151.5	43.0	21.8	20.3	40.9	45.1	53.4	9.0	165.8	12.1	44.2
	全国	151.8	43.6	22.1	20.5	42.2	44.5	51.9	9.1	164.3	11.9	43.9
(男子) 中学2年生	市	160.0	48.4	28.0	27.3	42.2	48.9	80.6	8.3	190.0	18.8	39.3
	県	159.3	47.8	29.2	28.0	41.6	52.3	91.5	7.8	198.0	21.2	42.5
	全国	159.7	48.8	30.6	27.8	43.9	52.7	87.7	7.9	199.3	21.5	43.9
(女子) 中学2年生	市	155.5	45.7	23.4	22.9	45.9	45.2	57.5	9.0	165.8	11.4	47.6
	県	154.8	46.7	24.2	23.3	44.0	46.5	64.6	8.6	173.0	13.6	50.6
	全国	154.8	47.2	24.4	23.5	44.6	46.8	61.2	8.7	171.7	13.6	50.6
(男子) 中学3年生	市	165.6	53.5	33.6	28.2	45.2	53.7	91.8	7.7	203.2	22.6	47.5
	県	164.4	52.9	34.7	30.4	45.5	56.0	101.3	7.4	213.9	24.1	50.2
	全国	165.1	53.9	35.7	29.9	47.0	55.2	95.7	7.5	213.9	23.9	50.6
(女子) 中学3年生	市	156.9	48.6	23.7	22.9	46.5	45.6	58.3	9.1	163.0	11.7	48.2
	県	156.3	49.6	25.7	24.9	47.2	47.7	62.0	8.6	174.7	14.4	53.3
	全国	156.4	50.0	25.6	24.2	46.3	47.4	60.1	8.7	173.9	14.3	52.7

資料：全国体力・運動能力調査

3 社会教育・家庭教育に関する現状

(1) 社会教育関連施設の状況

① 文化活動関連施設

名称	概要	所在地
市民センター（公民館）	市民会館（ルナ・ホール）と公民館、老人福祉会館で構成されている複合施設	業平町 8-24・8-5
あしや市民活動センター（リードあしや）	芦屋市を中心とした市民・行政・企業など様々な主体の協働により、まちづくりに関する事業を行い、地域コミュニティの活性化を通じて、創造豊かな市民社会の形成に寄与することを目的とした施設	公光町 5-8

資料：平成 27 年度教育行政要覧，芦屋市ホームページ

② スポーツ関連施設

名称	概要	所在地
芦屋市総合公園	第 4 種公認陸上競技場（フィールド：110m×70m，スポーツコート：2 面）	陽光町 1-1
芦屋市立体育館・青少年センター	競技場 1・2，剣道場，柔道場，弓道場，弓道場その他使用，控え室，多目的室 1・2，大会議室，団体会議室，第 1・2 会議室，第 1・2 研修室，第 3 研修室（和室），音楽室，料理室	川西町 15-3
芦屋中央公園野球場	軟式野球場	若葉町 1 番
芦屋中央公園芝生広場	公園広場	若葉町 1 番
川西運動場	運動場	川西町 64 番
西浜公園庭球場	人工芝コート 2 面	潮見町 2-1
東浜公園庭球場	人工芝コート 2 面	浜風町 6-1
芦屋公園庭球場	人工芝コート 4 面	松浜町 4-4
芦屋海浜公園プール	屋内・屋外プール	浜風町 30-1
朝日ヶ丘公園水泳プール	50m プール，子ども用変形プール	朝日ヶ丘町 11-11

資料：平成 27 年度教育行政要覧，芦屋市ホームページ

③ 図書館など

名称	所在地
芦屋市立図書館	伊勢町 12-5
芦屋市立図書館打出分室	打出小槌町 15-9（市立打出教育文化センター内）
芦屋市立図書館大原分室	大原町 20-2（大原集会所併設）
芦屋市立公民館図書室	業平町 8-24
芦屋市立上宮川文化センター図書室	上宮川町 10-5

資料：平成 27 年度教育行政要覧，芦屋市ホームページ

④ 美術館・博物館他

名称	概要	所在地
芦屋市立美術博物館	小出檜重や吉原治良をはじめとする芦屋ゆかりの作家の作品を中心に展示する美術部門と、芦屋の歴史を歴史的に展示する歴史部門を併せ持った施設	伊勢町 12-25
芦屋市谷崎潤一郎記念館	谷崎潤一郎の業績をしのび、作品や遺品などを展示	伊勢町 12-15
富田碎花旧居	“兵庫県文化の父”とよばれた詩人・富田碎花の業績をしのび、ご遺族から市に寄贈された資料類・遺品などを展示	宮川町 4-12

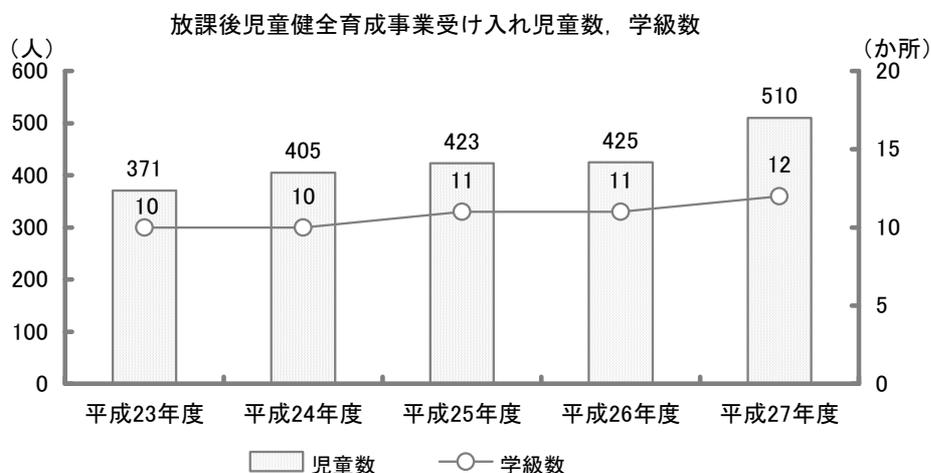
資料：平成 27 年度教育行政要覧

⑤ コミュニティ・スクール

名称	設立
三条コミュニティ・スクール	昭和 53 年 9 月設立
朝日ヶ丘コミュニティ・スクール	昭和 54 年 11 月設立
潮見コミュニティ・スクール	昭和 56 年 4 月設立
宮川コミュニティ・スクール	昭和 57 年 12 月設立
打出浜コミュニティ・スクール	昭和 57 年 12 月設立
浜風コミュニティ・スクール	昭和 58 年 12 月設立
岩園コミュニティ・スクール	昭和 58 年 12 月設立
精道コミュニティ・スクール	昭和 60 年 3 月設立
山手コミュニティ・スクール	昭和 61 年 3 月設立

資料：平成 27 年度教育行政要覧

⑥ 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）



資料：青少年育成課

⑦ その他

名称	概要	所在地
芦屋市立青少年愛護センター	青少年育成愛護委員による街頭巡視を中心に、関係機関と連絡協調しながら青少年の育成愛護及び非行防止の実践活動を推進し、青少年の健全育成を図ることを目的	川西町 15-3
芦屋市立上宮川文化センター	地域住民の社会的、経済的及び文化生活的改善向上ならびに同和問題の速やかな解決に資するとともに、児童の健全な育成を図るために、諸活動を実践推進し、明るく住みよいまちづくりに寄与することを目的とした施設	上宮川町 10-5
芦屋市特別支援教育センター	センター内に専任の相談員（スーパーバイザー）を配置し、学校園や保護者等への相談・支援を行うとともに、特別支援教育に係る各種事業を展開し、学校園における特別支援教育の推進をサポートする施設	呉川町 14-9
打出教育文化センター	教育及び文化活動の充実と振興を図るための施設	打出小槌町 15-9
適応教室（のびのび学級）	不登校児童生徒（小・中学生）の心の居場所となり、自立心を培い、自信を取り戻して、再び学校に復帰できるよう支援する施設	打出小槌町 15-9
芦屋市カウンセリングセンター	心理相談・ストレス・心身症・怠学・無気力・不登校・非行問題に関する相談・性に関する相談等、教育相談全般について、専門カウンセラーが面談し相談に応じる施設。	打出小槌町 15-9
芦屋市子育てセンター	子どもが安全に自由に遊べる場や、親同士の仲間作りの場として、また、子育ての悩みや不安を軽くするための育児相談や、子育てに関する情報提供などを行う施設	呉川町 14-9
若者相談センター「アサガオ」	社会生活を円滑に営む上で、ひきこもり等の困難を有する若者の自立及び社会参加を支援する相談窓口	川西町 15-3

資料：平成 27 年度教育行政要覧，芦屋市ホームページ

(2) 市内の文化財の状況

① 国指定文化財（重要文化財等）

指定物件	指定年月日	所在地
旧山邑家住宅（淀川製鋼迎賓館）	昭和 49 年 5 月 21 日	山手町 3-10
扇面鳥兜螺鈿蒔絵料紙箱	昭和 45 年 5 月 25 日	山芦屋町 13-3
銅径筒	昭和 12 年 5 月 25 日	個人所有
埴輪男子跪坐像	昭和 34 年 12 月 18 日	個人所有
人形浄瑠璃文楽人形	平成 6 年 6 月 27 日	個人保持
会下山遺跡	平成 23 年 2 月 7 日	三条町 258

資料：平成 27 年度教育行政要覧

② 国登録有形文化財

登録物件	指定年月日	所在地
中山家住宅主屋 中山家住宅表門及び塀	平成 19 年 5 月 15 日	三条町
旧松山家住宅松濤館 （芦屋市図書館打出分室） 旧松山家住宅塀	平成 21 年 1 月 8 日	打出小槌町 2

資料：平成 27 年度教育行政要覧

③ 県指定文化財

指定物件	指定年月日	所在地
伝芦屋廃寺塔心礎	昭和 38 年 4 月 19 日	伊勢町 12-25

資料：平成 27 年度教育行政要覧

④ 市指定文化財

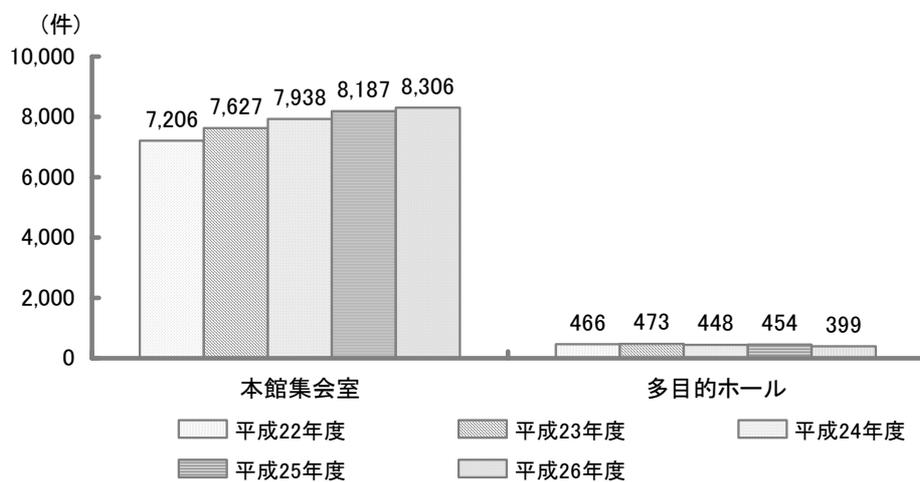
指定物件	指定年月日	所在地
親王寺所蔵考古資料一括	平成 2 年 3 月 22 日	打出町 3-21
旧三条村共有文書一括	平成 2 年 3 月 22 日	三条町 9-14
伝猿丸太夫之墓	平成 3 年 3 月 23 日	東芦屋町 20-3
四季耕作図屏風 六曲一双	平成 3 年 12 月 6 日	個人所有
三好長康山論裁許状（附、挟板）	平成 3 年 12 月 6 日	伊勢町 12-25
日吉神社石祠	平成 5 年 3 月 8 日	津知町 6-9
小阪家住宅	平成 6 年 3 月 23 日	陽光町
徳川大坂城毛利家採石場出土刻印石	平成 16 年 3 月 26 日	剣谷 17 地先
会下山遺跡出土青銅製漢式三翼鏃	平成 19 年 3 月 2 日	伊勢町 12-25
金津山古墳	平成 22 年 3 月 19 日	春日町 3
月若遺跡出土小銅鐸	平成 24 年 4 月 1 日	伊勢町 12-25
芦屋川の文化的景観	平成 24 年 4 月 1 日	芦屋川中・下流域
寺田遺跡出土黄釉鉄絵陶器盤	平成 25 年 5 月 1 日	伊勢町 12-25
寺田遺跡出土「大領」「少領」等墨書土器	平成 27 年 1 月 15 日	伊勢町 12-25

資料：平成 27 年度教育行政要覧

(3) 生涯学習関連施設の利用状況

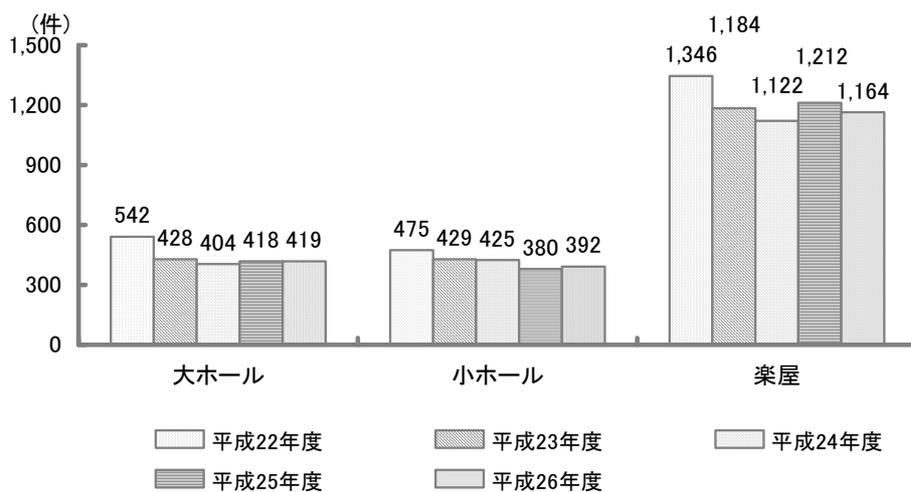
① 市民センターの利用状況

市民センターの利用状況（市民会館（本館集会室・多目的ホール））



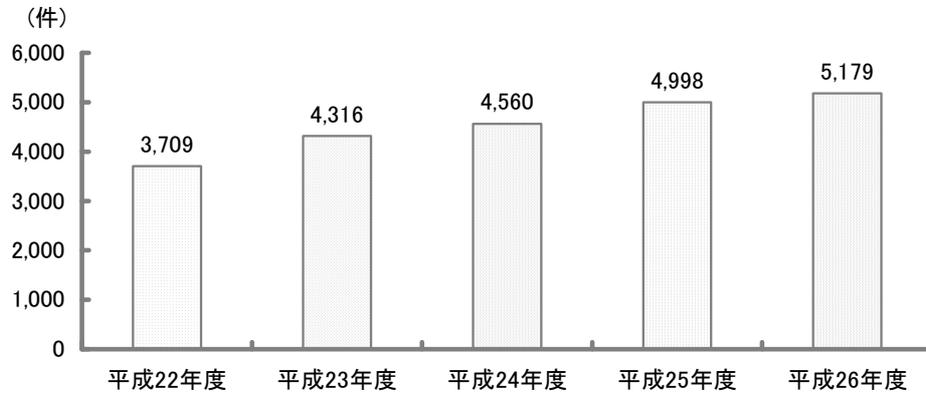
資料：芦屋市事務報告書

市民センターの利用状況（市民会館（大ホール・小ホール・楽屋））



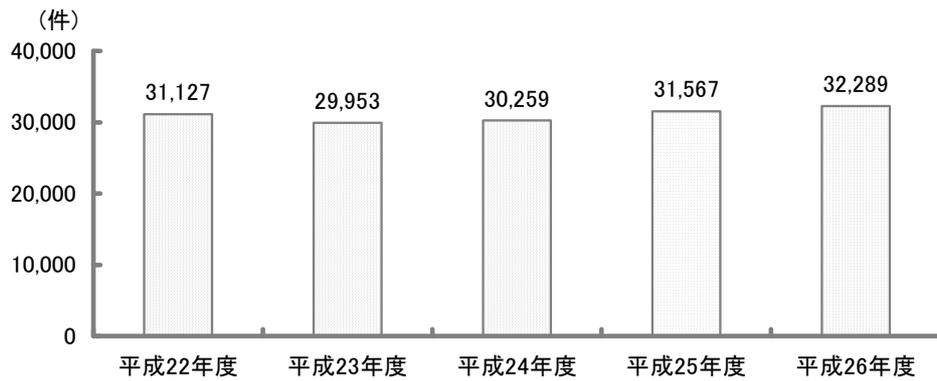
資料：芦屋市事務報告書

公民館の利用状況



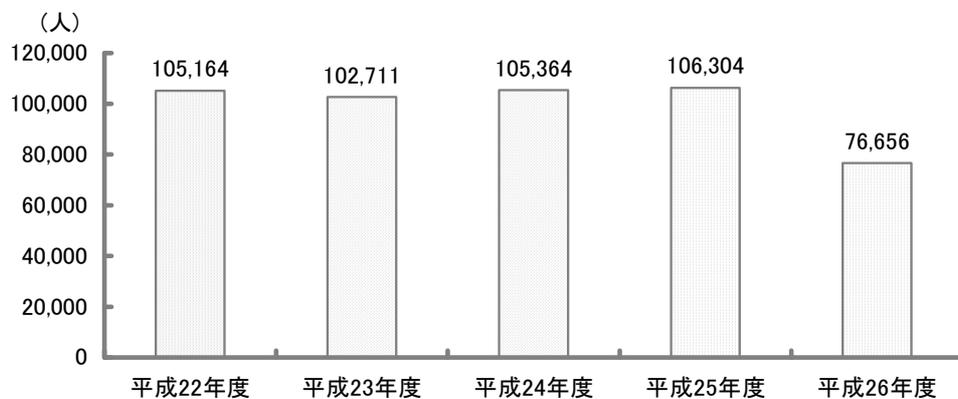
資料：芦屋市事務報告書

② 芦屋市立体育館・青少年センターの利用状況



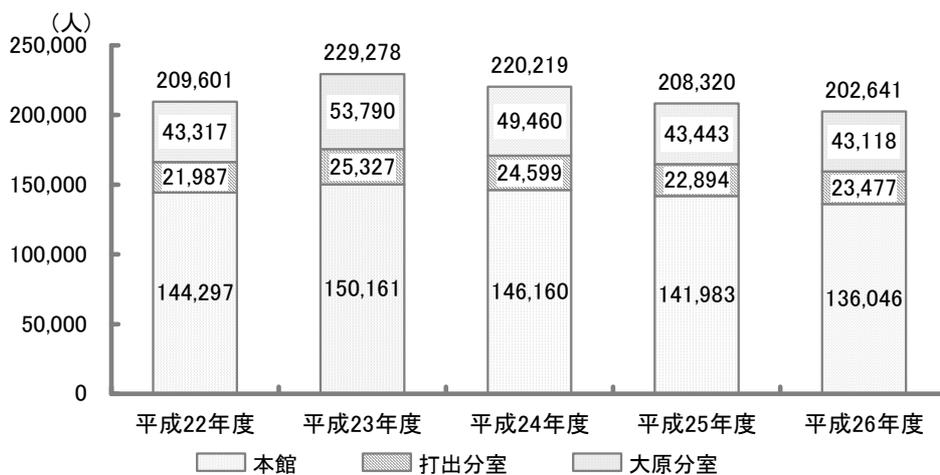
資料：芦屋市事務報告書

③ プールの利用状況



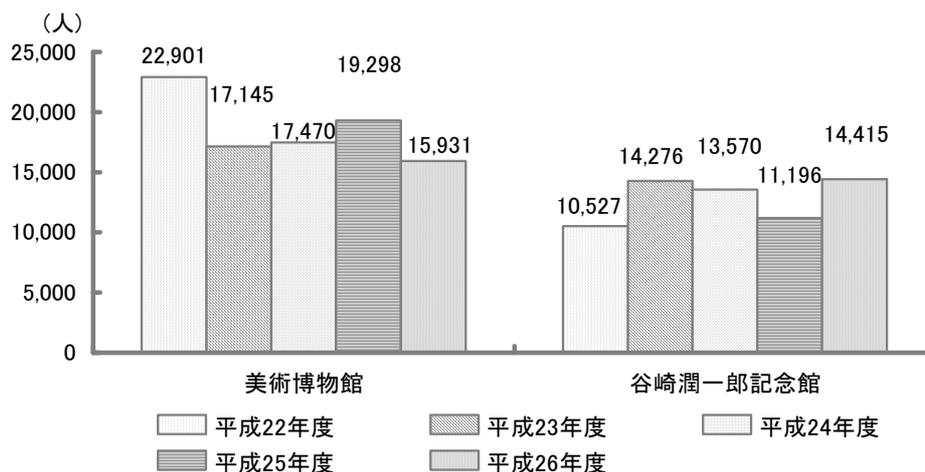
資料：芦屋市事務報告書

④ 図書館の利用状況



資料：芦屋市事務報告書

⑤ 文化施設入館数の推移



資料：芦屋市事務報告書

⑥ 社会教育関係団体の登録状況

単位：人

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
P T A	2	2	2	2	2
青 少 年	19	19	19	23	24
ス ポ ー ツ	133	118	122	125	123
芸 術	35	30	30	30	26
芸能・音楽	53	49	49	51	46
教養・学習	72	68	69	69	65
コ ミ ス ク	13	10	10	10	10
そ の 他	32	24	26	27	21
女 性 (平成24年から削除)	4				
合 計	363	320	327	337	317

資料：生涯学習課
※各年 9 月 1 日現在

⑦ スポーツ啓発事業参加者数の状況

事業名称	参加者数（人）
公式ワナゲのつどい	46
公式ワナゲ体験講習会	30
秋のファミリースポーツのつどい	65
市マラソンクリニック	40
障がい者とのスポーツ交流広場	364
ノルディックウォーキングのつどい	35
新体力づくり測定会&健康・体力づくり相談	28
老人クラブ連合会主催新体力テスト測定会	40
ヴィッセル神戸少年少女サッカー教室	64
公式ワナゲ市民大会	106
公式ワナゲ体験講習会・記録会	11
春のファミリースポーツのつどい	28

資料：芦屋市事務報告書

4 計画策定の経過

開催日等	開催事項	内容
平成 27 年 6月9日	第 1 回策定委員会	○第 2 期教育振興基本計画の策定について ○アンケート調査について ○今後のスケジュール ○意見交換「これからの芦屋の教育に望むもの」
7月1日から 7月21日まで	アンケート調査	一般市民3,600名, 児童生徒(小5及び中2), 教職員
8月20日	教育トーク (市内3中学校 で開催)	○芦屋市が育てたい4つの子どもの姿のための学校, 家庭, 地域の役割について (学校関係者 48 名, 保護者 54 名, 地域のかた 28 名)
9月2日	第2回策定委員会	○第 2 期芦屋市教育振興基本計画に向けた現状と課題 について ○芦屋市教育振興に関するアンケート調査 調査結果 報告書について ○第 2 期芦屋市教育振興基本計画の体系・骨子(案) について
10月15日	第3回策定委員会	○計画素案について
10月23日	第1回幹事会	○計画素案について
10月28日	第1回策定本部会議	○計画素案について
11月17日	第4回策定委員会	○計画原案(案)について
11月20日	第2回幹事会 教育委員会	○計画原案(案)について ○計画原案(案)について報告
11月25日	第2回策定本部会議	○計画原案(案)について
12月2日		民生文教常任委員会所管事務調査において原案の説明
12月25日から 平成 28 年 1月25日まで	パブリック コメントの募集	12月15日号広報にて周知 意見件数 16件(5名)
2月9日	第5回策定委員会	○パブリックコメントの結果及びその対応について ○計画原案について
2月16日	第3回幹事会	○計画原案について
2月19日	教育委員会	○計画原案について報告
2月22日	第3回策定本部会議	○計画原案について
3月3日		民生文教常任委員会所管事務調査においてパブリック コメントの結果及びその対応を報告, 計画案の説明
3月		策定

5 要綱・委員名簿等

(1) 芦屋市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

平成27年6月9日一部改正

(設置)

第1条 芦屋市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の原案を策定するため、芦屋市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、基本計画の原案策定に関する事その他設置目的達成のために必要な事項に関することを所掌する。

(組織)

第3条 委員会は、17人以内の委員をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市PTA関係者
- (3) 学校教育関係者
- (4) 社会教育関係者
- (5) 市民
- (6) 行政関係者
- (7) その他教育委員会が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から基本計画原案策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、学識経験者の委員の中から選任し、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会において、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部政策推進課、教育委員会管理部管理課、学校教育課及び社会教育部生涯学習課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(2) 芦屋市教育振興基本計画策定委員名簿

平成27年6月9日現在

氏名	区分	所属・役職等
井上 一郎	学識経験者	京都女子大学発達教育学部教授
今西 幸蔵	学識経験者	神戸学院大学人文学部教授
上月 敏子	学識経験者	大阪体育大学教育学部准教授
梅園 よし美	P T A関係者	芦屋市P T A連絡協議会（中学校）
中町 信孝	P T A関係者	芦屋市P T A連絡協議会（小学校）
山崎 万里	P T A関係者	芦屋市P T A連絡協議会（幼稚園）
大久保 文昭	学校教育関係者	芦屋市立山手中学校長
中村 整七	学校教育関係者	芦屋市立山手小学校長
金光 文代	学校教育関係者	芦屋市立小槌幼稚園長
森 洋 樹	学校教育関係者	芦屋市立山手小学校 教諭
野村 智子	社会教育関係者	芦屋市コミスク連絡協議会
野村 克彦	社会教育関係者	芦屋川カレッジ学友会会長
今中 千鶴子	市 民	公募市民
北 野 章	行政関係者	学校教育部長
中村 尚代	行政関係者	社会教育部長
三井 幸裕	行政関係者	こども・健康部長

(3) 芦屋市教育振興基本計画策定本部設置要綱

平成27年4月1日一部改正

(設置)

第1条 芦屋市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するため、芦屋市教育振興基本計画策定本部（以下「策定本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 基本計画の策定に関すること。
- (2) 基本計画に関する関係部局の総合調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 3 本部長は、会務を総理し、策定本部を代表する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 策定本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

(幹事会)

第5条 策定本部は、その所掌事務に関する具体的な施策を検討するために、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、管理部長をもって充て、副委員長は、学校教育部長、社会教育部長及び企画部長をもって充てる。
- 4 委員長は、幹事会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 委員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 7 委員長が必要と認めるときは、幹事会に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第6条 策定本部の庶務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局長は、管理部長をもって充て、事務局次長には、管理課長、学校教育課長及び生涯学習課長をもって充てる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

別表第1（第3条関係）

（本部員）

企画部長

総務部長

総務部参事（財務担当部長）

市民生活部長

福祉部長

こども・健康部長

都市建設部長

教育委員会学校教育部長

教育委員会社会教育部長

別表第2（第5条関係）

（幹事会委員）

企画部政策推進課長

総務部文書法制課長

総務部財政課長

市民生活部人権推進課長

福祉部地域福祉課長

福祉部障害福祉課長

こども・健康部子育て推進課長

こども・健康部主幹（こども担当課長）

こども・健康部主幹（新制度推進担当課長）

こども・健康部健康課長

都市建設部防災安全課長

教育委員会管理部教職員課長

教育委員会管理部主幹（教職員人事担当課長）

教育委員会学校教育部主幹（学校教育指導担当課長）

教育委員会学校教育部打出教育文化センター所長

教育委員会社会教育部スポーツ推進課長

教育委員会社会教育部青少年育成課長

教育委員会社会教育部公民館長

第2期芦屋市教育振興基本計画

平成28年3月

発行 芦屋市

編集 芦屋市教育委員会管理課

〒659-8501

兵庫県芦屋市精道町7番6号

TEL : 0797-38-2085 FAX : 0797-38-2166

ホームページ <http://www.city.ashiya.lg.jp>
